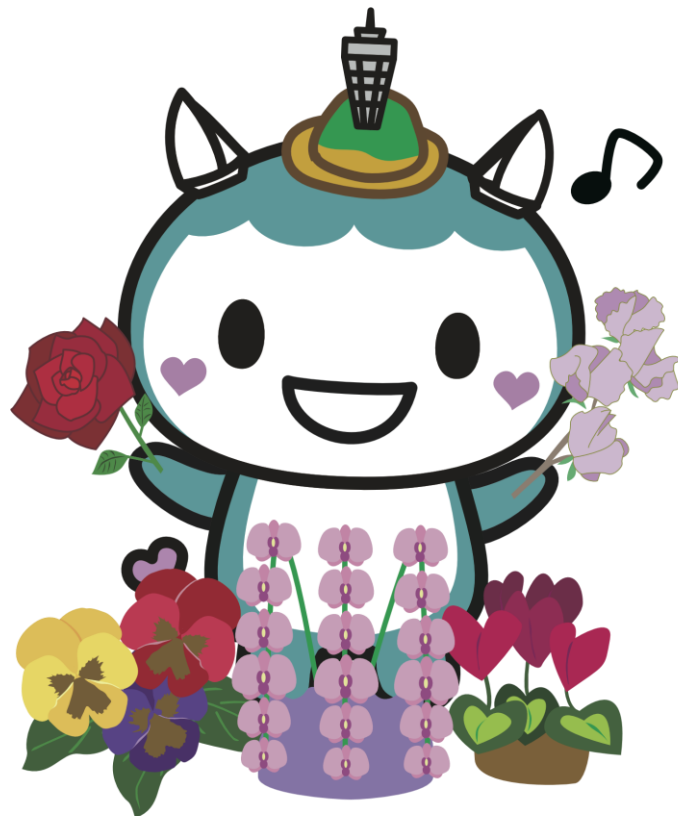


市税のしおり

～令和7年度版～



「キュンとするまち。藤沢」公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡

藤 沢 市

目 次

1 藤沢市の税収と使い道	
(1) 市の予算	2
(2) 市税収入の内訳	2
(3) 市税の使い道	3
2 市税の種類とあらまし	
(1) 市税の種類	4
(2) 市税のあらまし	5
3 市民税・県民税	
(1) 個人の市民税・県民税	15
(2) 法人の市民税	42
4 固定資産税・都市計画税	
(1) 固定資産税	45
(2) 都市計画税	54
5 軽自動車税（種別割）	57
6 市たばこ税	61
7 事業所税	62
8 市税を納めるには	
(1) 納期内に納めましょう	63
(2) 納付方法	63
(3) 延滞金とは	65
(4) 火災などの災害にあわれたとき	67
(5) 市税に不服があるとき	68
(6) 納税管理人	69
(7) 相続人代表者	69
(8) 固定資産現所有者	69
9 市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求	71
10 市税の証明など	74
11 市税の窓口案内	76
12 税務署・県税事務所など	77

1 藤沢市の税収と使い道

(1) 市の予算

令和7年度の一般会計当初予算の額は、1,808億9,500万円です。そのうち、市税による収入は、894億円、全体の49.4%です。市税は、あるべき藤沢の姿を実現するための事業を進めるうえで最も大切な財源となっています。

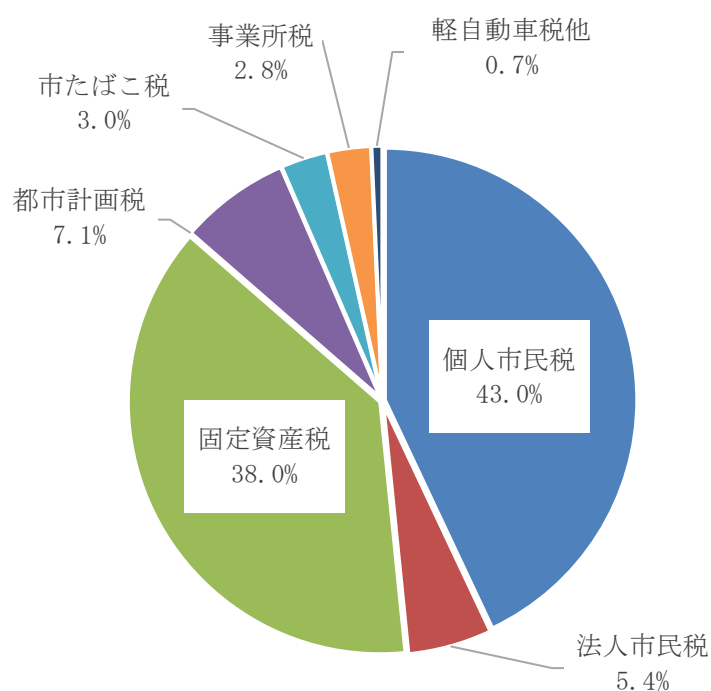
市税額を一人当たりに換算すると20万1,566円で、一方、藤沢市が行う事業の費用は、一般会計だけで一人当たり約40万円となっています。この一人当たりの市税額と事業の費用との差は、国や県からの補助金、市債などの財源によってまかなわれています。

※一人当たりの市税額及び藤沢市が行う事業の費用は、令和7年度市税予算額と一般会計当初予算額をそれぞれ令和7年1月1日現在の推計人口443,696人で割って算出したものです。

(2) 市税収入の内訳

令和7年度市税収入の予算総額894億円のうち、市民税が432億9,600万円、次いで固定資産税が339億8,740万円です。この2つの税で市税収入全体の86.4%となっています。

「市税の内訳及び構成比（令和7年度予算）」

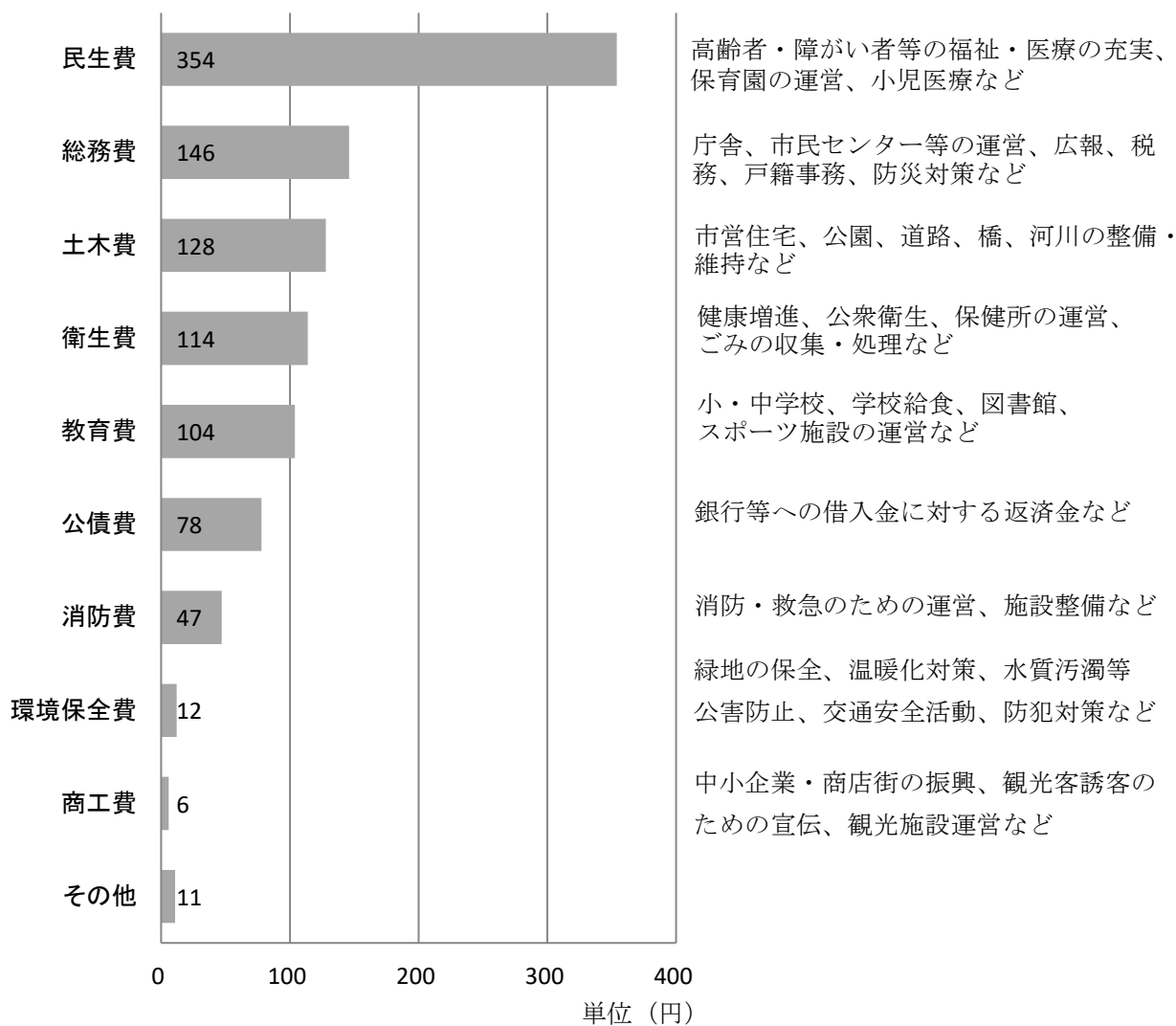


単位（千円、%）

税目	予算額	割合
個人市民税	38,430,100	43.0%
法人市民税	4,865,900	5.4%
固定資産税	33,987,400	38.0%
都市計画税	6,329,700	7.1%
市たばこ税	2,653,400	3.0%
事業所税	2,515,100	2.8%
軽自動車税	641,600	0.7%
入湯税	10,800	0.0%
特別土地保有税	0	0.0%
合計	89,434,000	100.0%

(3) 市税の使い道

令和7年度の市税収入の総額を1,000円に換算した場合の使い道は、おおむね次のようになります。



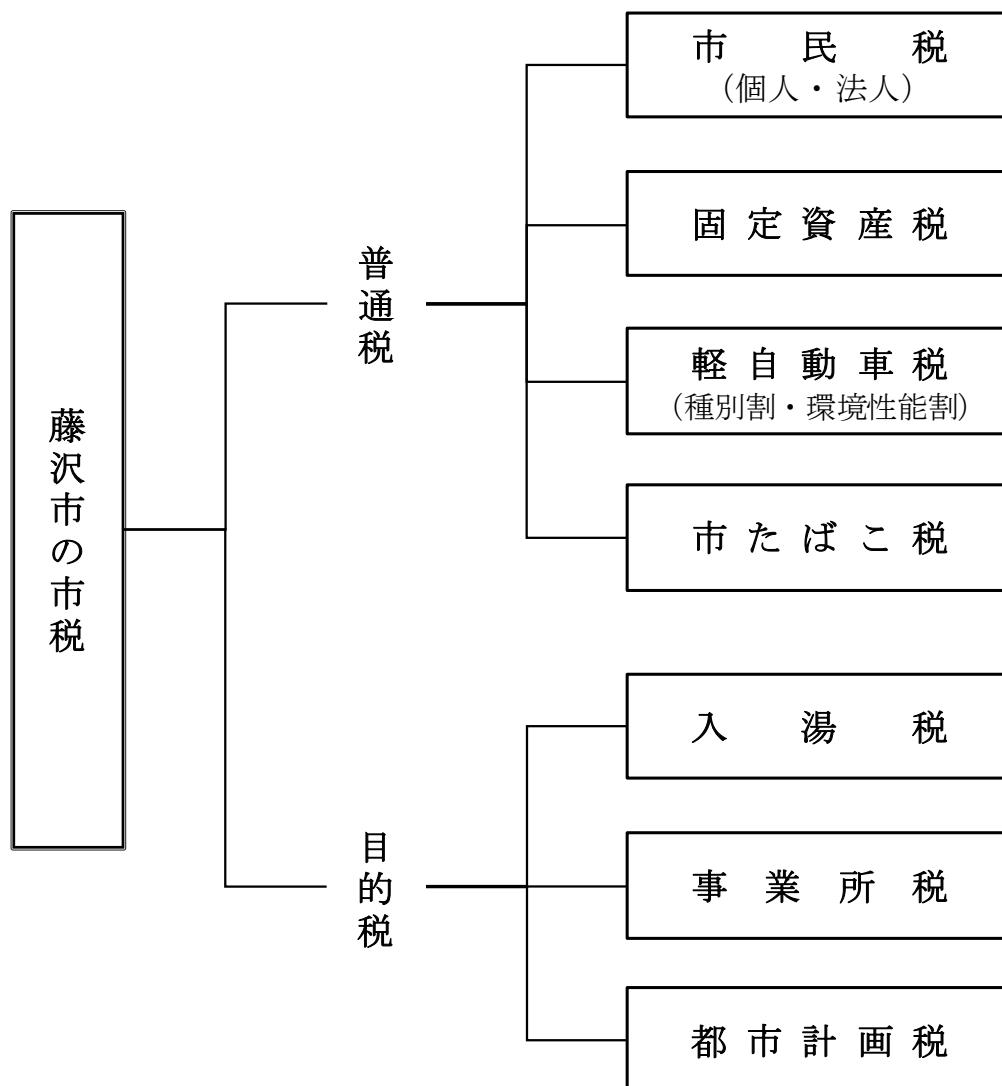
ふじキュン♡

2 市税の種類とあらまし

(1) 市税の種類

藤沢市の市税は、下の図のとおりです。

市民税（個人及び法人）などの大半の市税は「普通税」と呼ばれ、主として納税者の負担能力を基礎とした税金であり、市の一般的な経費に充てられています。また、普通税と性格が異なる税金として「目的税」があります。これは、都市計画道路など特定の事業の経費に充てるための税金です。



※税の種類として、国税と地方税、直接税と間接税などの分け方もあります。

	直接税	間接税
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税 など	消費税、酒税、たばこ税、 印紙税 など
地方税	道府県民税、事業税、自動車税、 不動産取得税 など	地方消費税、軽油引取税、 県たばこ税 など

(2) 市税のあらまし

市民税・県民税(個人)

くわしくはP15～P41

納税義務者

1. 1月1日現在において、市内に住所のある個人・・・均等割と所得割
2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所がない方
・・・均等割

課税標準

前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額など

税率

- ・均等割 市民税 3,000 円
県民税 1,300 円 (超過課税 (水源環境保全税) 分 300 円を含む)
- ・所得割 市民税 6 %
県民税 4.025% (超過課税分 0.025%を含む)

徴収方法

普通徴収
給与特別徴収
年金特別徴収

期別及び納期 (又は納期限)

普通徴収	第1期	6月1日～6月30日
	第2期	8月1日～8月31日
	第3期	10月1日～10月31日
	第4期	1月1日～1月31日

給与特別徴収 6月～翌年5月 毎月翌月10日

年金特別徴収	仮徴収	4月	6月	8月
	本徴収	10月	12月	2月

※納期の末日が土日・祝日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

賦課期日

1月1日

市民税(法人)

くわしくは P42～P43

納税義務者

1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 . . . 均等割と法人税割
2. 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの . . . 均等割
3. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課せられる個人で市内に事務所又は事業所を有するもの . . . 法人税割

課税標準

法人税額

税率

資本金等の額 (※1)	市内事務所等 の従業者数	均等割の税率	法人税割の 税率(※2)
50億円超	50人超	3,000,000円	8.4% (12.1%)
	50人以下	410,000円	
10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円	7.2% (10.9%)
	50人以下	410,000円	
5億円超～10億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)
	50人以下	160,000円	
1億円超～5億円以下	50人超	400,000円	
	50人以下	160,000円	
1千万円超～1億円以下	50人超	150,000円	
	50人以下	130,000円	
1千万円以下	50人超	120,000円	
	50人以下	50,000円	
資本・出資金を有しない		50,000円	

(※1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は当該額(資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額)を適用します。

(※2) 下段()内は平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。

徴収方法

申告納付

納期限

各事業年度終了の日の翌日から2か月以内

固定資産税

くわしくは P45～P53

納税義務者

市内に所在する固定資産を1月1日現在所有する方

課税標準

1. 土地、家屋（補充）課税台帳に登録された1月1日現在の価格等
2. 償却資産課税台帳に登録された1月1日現在の価格等

税率（免税点）

1.4% ※免税点（課税標準額）
土地・・・30万円未満 家屋・・・20万円未満 償却資産・・・150万円未満

徴収方法

普通徴収

期別及び納期

第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日
第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月31日
※ただし、納期の末日が土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）に当た
る場合は、翌開庁日が納期限となります。

賦課期日

1月1日

都市計画税

くわしくは P54

納税義務者

市街化区域内に土地及び家屋を所有する方

課税標準

土地、家屋（補充）課税台帳に登録された1月1日現在の価格等

税率

0.25%

徴収方法及び納付方法

普通徴収 固定資産税とあわせて納付

賦課期日

1月1日

使 途

令和7年度は下水道費、土地区画整理費、公園費及び街路事業費などの財源

軽自動車税(種別割)

くわしくは P57～P60

納税義務者

1. 原動機付自転車の所有者
2. 軽自動車及び小型特殊自動車の所有者
3. 二輪の小型自動車の所有者

課税標準

1 台 (総排気量及び車種による)

税率

●原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車及び二輪の小型自動車

車種区分				税率 (年税額)
原動機付自転車	第一種	排気量	定格出力	2,000 円
		50cc 以下	0.6kW 以下	
		125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下		
	第二種乙	50cc 超 90cc 以下	0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種甲	90cc 超 125cc 以下	0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー			3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400 円
	その他（フォークリフト等）			5,900 円
軽二輪車（側車付含む） 125cc 超 250cc 以下				3,600 円
二輪の小型自動車 250cc 超				6,000 円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率 (年税額)		
			旧税率	標準税率	重課税率
			初度検査が平成 27 年 3 月 31 日以前の車両	初度検査が平成 27 年 4 月 1 日以後の車両	初度検査後 13 年経過した車両
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、最初の新規検査（初度検査）を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の（ア）～（ウ）の基準を満たす車両について、令和7年度分の軽自動車税（種別割）はグリーン化特例（軽課）が適用されます。

（ア）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車

平成21年排出ガス基準 NOx 10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合

（イ）令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

（ウ）令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分			税率（年税額）		
			（ア） 75%軽減後 の税率	（イ） 50%軽減後 の税率	（ウ） 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円		
	貨物用	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

徴収方法

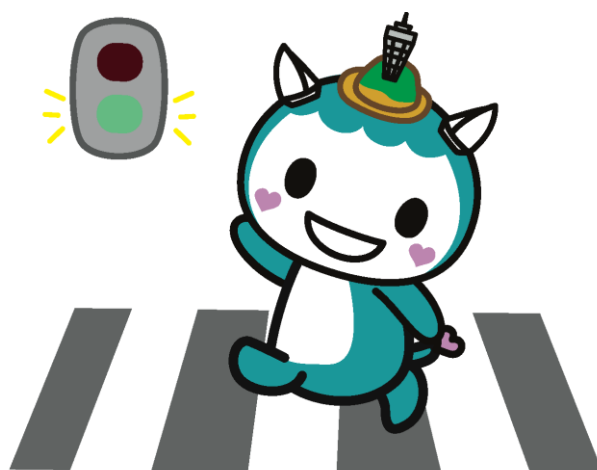
普通徴収

納期限

5月末日

賦課期日

4月1日



軽自動車税(環境性能割)

令和元年10月1日から、県税の自動車取得税が廃止され、市税の軽自動車税環境性能割が創設されました。軽自動車税環境性能割は環境負荷の小さい軽自動車の普及促進を目的としています。なお、賦課徴収は当分の間、神奈川県が行います。

納税義務者

三輪以上の軽自動車（新車・中古車）を取得した方

課税標準

取得価額

税率

●電気自動車・天然ガス自動車

車種区分		税率
電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)	営業用	非課税
	自家用	

●ガソリン車・ガソリンハイブリッド車

車種区分		税率			
		(ア)	(イ)	(ウ)	左記以外
ガソリン車・ ガソリンハイブリッド車 (いずれも平成17年排出ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準 50%低減(★★★★)に限る)	営業用	非課税	0.5%	1.0%	2.0%
	自家用		1.0%	2.0%	

(ア) 乗 用：令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

貨物用：令和4年度燃費基準+5%達成車

(イ) 乗 用：令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

貨物用：令和4年度燃費基準達成車

(ウ) 乗 用：令和12年度燃費基準70%達成車

貨物用：令和4年度燃費基準95%達成車

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとなります。

市たばこ税

くわしくは P61

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

課税標準

売渡した製造たばこ本数

税率

紙巻たばこ 1,000 本につき、6,552 円

徴収方法

申告納付

期別及び納期限

毎月 翌月末日



ふじキュン♡

入湯税

入湯税は、市の環境衛生施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てるために、鉱泉浴場の入湯客に対して課税する目的税です。

納税義務者

鉱泉浴場における入湯客（次の1～3のいずれかに該当する入湯客は課税免除となります。）

1. 年齢12歳未満の方
2. 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方
3. 1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の入湯料金で入湯する方

課税標準及び税率

鉱泉浴場における入湯行為 入湯客1人1日につき、150円

徴収方法

浴場経営者（特別徴収義務者）が入湯客から入湯税を受け取り、市へ申告して納付

期別及び納期限

毎月 翌月15日

使 途

令和7年度は観光振興費の財源



ふじキュン♡

事業所税

くわしくは P62

納税義務者

事業を行う法人又は個人

課税標準

- ・資産割・・・事業所床面積
- ・従業者割・・・従業者給与総額

税率（免税点）

- ・資産割・・・1 m²につき 600 円 （免税点：延床面積 1,000 m²以下）
- ・従業者割・・・0.25% （免税点：従業者総数 100 人以下）

徴収方法

申告納付

納期限

法人・・・各事業年度又は計算期間終了の日から 2 か月以内
個人・・・翌年の 3 月 15 日まで

使 途

令和 7 年度は道路維持費、土地区画整理費、小学校費・学校建設費などの財源



ふじキュン♡

令和7年度 納税カレンダー

市税の納期限と申告期間等の一覧表

	個人市民税・県民税	固定資産税 都市計画税	その他の市税
4月			
5月			
6月	30日（第1期）	2日（第1期）	2日 軽自動車税（種別割）
7月		31日（第2期）	
8月			
9月	1日（第2期）	30日（第3期）	
10月	31日（第3期）		
11月			
12月			
1月		5日（第4期） ＊償却資産の申告 （～1月31日）	
2月	2日（第4期） ＊市民税・県民税の申告 （～3月16日）		
3月			
毎月	給与特別徴収（10日（※））		入湯税（15日（※）） 市たばこ税（末日（※））
随時	年金特別徴収 （4月・6月・8月・10月・12月・2月）		事業所税 法人市民税

（※）納期限が土日祝日等の場合はその翌開庁日になります。



ふじキュン♡

3 市民税・県民税

市民税は、地域社会の会費として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有する税です。

市民税には、個人が負担する個人市民税と、会社などが負担する法人市民税とがあり、それぞれ均等の額によって納める均等割と所得などに応じて納める所得割（会社などの場合には法人税割）があります。

また、個人の市民税は、一般に県民税と合わせて住民税（市民税・県民税）と呼ばれます。県民税の申告と納税は、納税者のみなさんの便宜を図るため、市民税と合わせて行うことになっています。

（１） 個人の市民税・県民税

ア 納税義務者

次に掲げる方は、市民税・県民税の納税義務があります。

納 税 義 務 者	納めるべき税	
	均等割	所得割
市内に住所がある個人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、その市に住所がない方	○	—

市内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の１月１日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

市民税・県民税が課税されない方

均等割と所得割が課税されない方	① 令和７年１月１日現在生活保護法による生活扶助を受けている方 ② 障がい者・未成年者（平成１９年１月３日以降の生まれで未婚）・寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方で、令和６年中の合計所得金額１３５万円以下の方 ③ 令和６年中の合計所得金額が次の金額以下の方（判定には、１６歳未満の扶養親族も含みます。） ・ 同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合 →４５万円（給与収入金額では１００万円） ・ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 →３５万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋２１万円＋１０万円
所得割が課税されない方	① 所得控除の合計額が総所得金額を上回る方 ② 令和６年中の総所得金額等が次の金額以下の方（判定には、１６歳未満の扶養親族も含みます。） ・ 同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合 →４５万円（給与収入金額では１００万円） ・ 同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合 →３５万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋３２万円＋１０万円

イ 税額の計算方法

均等割……市民税 3,000 円、県民税 1,300 円（県民税は超過課税（水源環境保全税）による上乗せ分 300 円を含む。）

所得割……
$$\frac{(\text{総所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\text{課税総所得金額}}$$

所得とは、次表の所得の種類に応じて、それぞれ 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の収入金額から、原則として、その収入を得るための必要経費を差し引いたものをいいます。

なお、市民税・県民税は所得税と異なり、前年中の所得を基準として計算されますので、令和 7 年度の市民税・県民税は、令和 6 年中の所得金額が対象となります。

また、退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得などについては、他の所得と分離して、所得ごとに特別な所得割額の計算を行います。

総所得金額……総合長期譲渡所得と一時所得の合計額の $1/2$ に相当する金額と、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合短期譲渡所得、雑所得の金額との合計額

合計所得金額……総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間については適用なし）、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

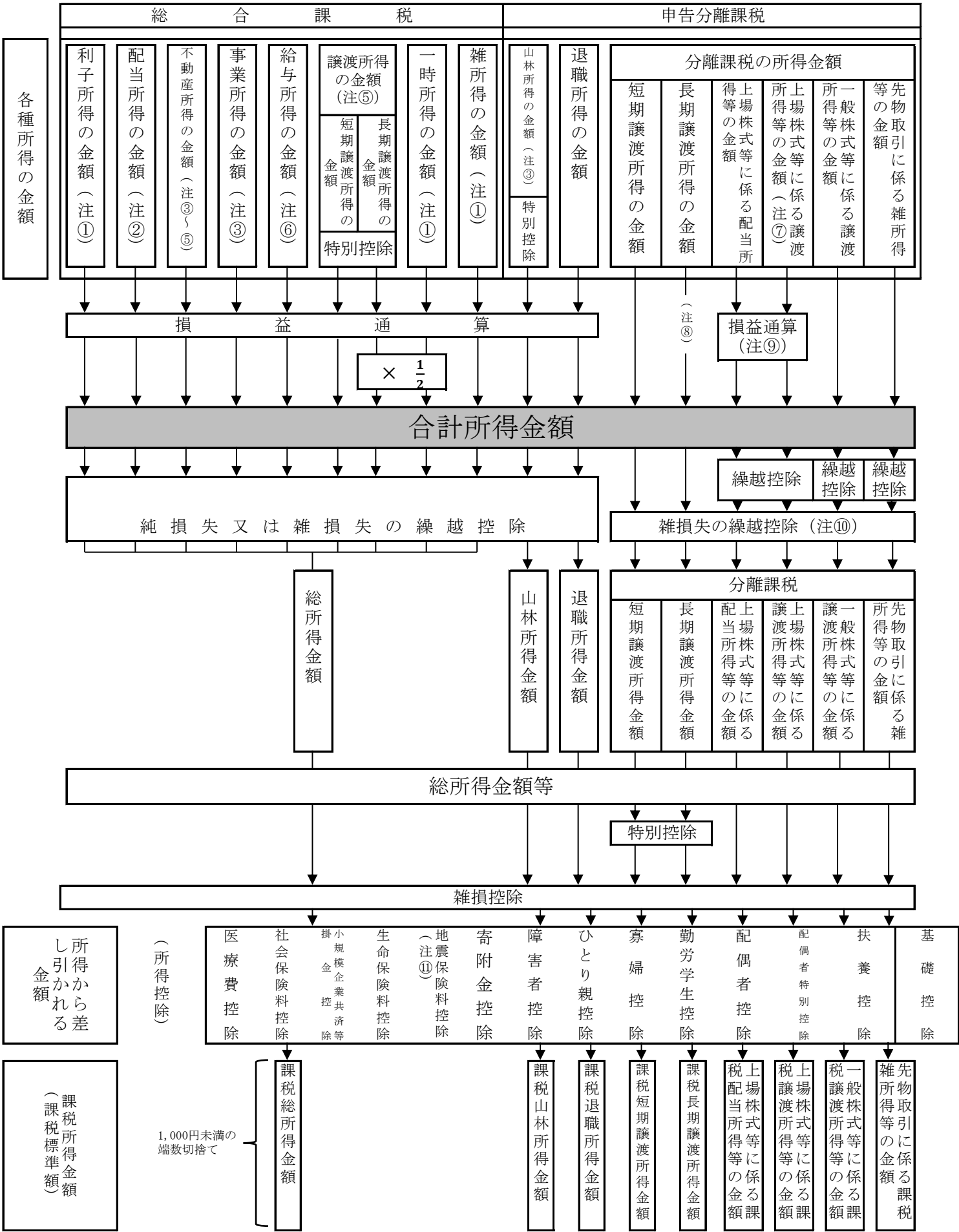
※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用前の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額

総所得金額等……総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間については適用なし）、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用後の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額

課税総所得金額……総所得金額から所得控除額を差し引いた金額（千円未満の端数を切り捨てた金額）

計算過程における損益通算の概念図



(注)

- ① 源泉分離課税の適用を受けるものを除きます（措法 3①、3 の 3①、41 の 9、41 の 10①、41 の 12①）。
- ② 源泉分離課税の適用を受けるもの及び申告をしないことを選択した配当を除きます（措法 8 の 2①、8 の 3①、8 の 5）。
- ③ 有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約を締結している個人組合員の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の計算上、その契約に基づいて営まれた組合事業から生じた不動産所得、事業所得及び山林所得の損失額のうち出資金額等を基に計算される一定の金額を超える部分の金額については、必要経費とすることはできません（措法 27 の 2）。
- ④ 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員（組合事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除く。）又は特定受益者（信託の受益者等をいう。）の不動産所得の金額の計算上、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失はなかったものとみなされます（措法 41 の 4 の 2、法 13①②）。
- ⑤ 令和 2 年度税制改正により、令和 3 年分以後の所得税については、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する個人の不動産所得の金額の計算上、その国外不動産所得の損失はなかったものとみなされます（措法 41 の 4 の 3）。
- ⑥ その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する等の一定の要件を満たした場合には、給与所得の金額から一定の計算を行った金額を控除することとされています（措法 41 の 3 の 3①②）。
- ⑦ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得で、申告をしないことを選択したものを除きます（措法 37 の 11 の 5①）。
- ⑧ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失については他の所得との損益通算及び繰越控除を適用することができます（措法 41 の 5、41 の 5 の 2）。
- ⑨ 上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算の対象となるのは、上場株式等に係る譲渡損失の金額ですが、その金額は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（措法 37 の 11①）の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の計算を行った金額をいいます（措法 37 の 12 の 2①②）。
- ⑩ 分離課税とされる長期譲渡所得及び短期譲渡所得、上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額は、他の所得との損益通算、純損失の繰越控除は適用されません（ただし、上場株式等に係る配当所得等の金額は⑦に掲げる上場株式等に係る譲渡損失の金額とのみ損益通算できる）が、雑損失の繰越控除は適用することができます（措法 31①③二、32①④、8 の 4③二、37 の 10①⑥四、37 の 11①⑥、41 の 14①②三）。
- ⑪ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合を含みます（18 改正法附 10②③）。

※凡例

本ページ中に引用する法令については、次の略称を使用しています。

措法———租税特別措置法

法———所得税法

18 改正法附——平成 18 年度所得税法改正附則



(ア) 所得の種類及び計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1. 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2. 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3. 不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4. 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5. 給与所得	会社員の給料、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
6. 退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7. 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8. 譲渡所得	土地などの財産を売った場合の所得	収入金額－譲渡資産の取得費－譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額
9. 一時所得	生命保険の満期一時金など	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額＝一時所得の金額
10. 雑所得 (年金など)	上記のいずれにも該当しない所得	(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) ＋ (その他の収入金額－必要経費) ＝ 雑所得の金額

a. 給与所得の求め方

給与所得については、次の表のとおり計算します。(単位：円)

収入金額	所得金額
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 － 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000 (定額)
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 (定額)
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000 (定額)
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000 (定額)
1,628,000 ～ 1,799,999	(A) × 0.6 ＋ 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(A) × 0.7 － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A) × 0.8 － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 － 1,100,000
(※) 8,500,000 ～	－ 1,950,000

(注1) (A) は、下の式により計算した額となります。

$$(A) = \{ \text{収入金額} \div 4,000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)} \} \times 4,000$$

(例) 給与収入が 5,578,923 円の場合

$$5,578,923 \div 4,000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)} = 1,394$$

$$1,394 \times 4,000 = 5,576,000$$

$$5,576,000 \times 0.8 = 4,460,800$$

$$4,460,800 - 440,000 = 4,020,800 \rightarrow \text{給与所得は 4,020,800 円になります。}$$

(注2) 所得金額調整控除の適用

A. 給与等の収入金額で850万円を超える方(※)で次の①～③のいずれかに該当する場合
給与所得の金額から下記の調整額が控除されます。

- ①納税者本人が特別障がい者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

【調整額】(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%

B. 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合次の調整額が給与所得の金額から控除されます。

【調整額】(給与所得控除後の給与等の金額(10万円が限度)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円が限度))－10万円

b. 雑所得(公的年金等)の求め方

国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金等については、収入金額の合計額から次のとおり計算します。

【65歳未満】 年金収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	令和2年度以前
130万円未満	－60万円	－50万円	－40万円	－70万円
130万円以上 ～410万円未満	(A)×0.75 －27.5万円	(A)×0.75 －17.5万円	(A)×0.75 －7.5万円	(A)×0.75 －37.5万円
410万円以上 ～770万円未満	(A)×0.85 －68.5万円	(A)×0.85 －58.5万円	(A)×0.85 －48.5万円	(A)×15% ＋78.5万円
770万円以上 ～1000万円以下	(A)×0.95 －145.5万円	(A)×0.95 －135.5万円	(A)×0.95 －125.5万円	(A)×0.95 －155.5万円
1000万円超	－195.5万円	－185.5万円	－175.5万円	
【65歳以上】 年金収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	令和2年度以前
330万円未満	－110万円	－100万円	－90万円	－120万円
330万円以上 ～410万円未満	(A)×0.75 －27.5万円	(A)×0.75 －17.5万円	(A)×0.75 －7.5万円	(A)×0.75 －37.5万円
410万円以上 ～770万円未満	(A)×0.85 －68.5万円	(A)×0.85 －58.5万円	(A)×0.85 －48.5万円	(A)×0.85 －78.5万円
770万円以上 ～1000万円以下	(A)×0.95 －145.5万円	(A)×0.95 －135.5万円	(A)×0.95 －125.5万円	(A)×0.95 －155.5万円
1000万円超	－195.5万円	－185.5万円	－175.5万円	

(イ) 所得控除の種類

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	前年中に災害などにより、資産について損失を受けた場合	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険などにより補填された額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険などにより補填された額)－5万円
医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合	次の①、②のうちいずれかの控除を受けることができます。 ① 医療費控除 本人や生計を一にする配偶者やその他親族が、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に支払った医療費がある場合、下記のア、イのうち多い方の金額 (控除最高限度額 2,000,000 円) ア (支払った医療費－保険等で補填される金額)－100,000 円 イ (支払った医療費－保険等で補填される金額)－総所得金額等の5% (小数点以下切り捨て) ＜医療費控除の対象となるものの例＞ ・医師や歯科医師に支払った医療費 ・病院や診療所等に支払った医療費 ・病気やけがの治療、療養のために購入した医薬品の代金 ・治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費 (単に疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係ないものは対象外) ・病院等に通院するために支払った電車、バス等の交通費 (やむを得ない場合を除きタクシー代は対象外) ・寝たきりの方のおむつ代 ※医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要 ・ストマ用装具の購入費 ※医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」が必要 ＜医療費控除の対象とならないものの例＞ ・健康診断、人間ドック等の治療を目的としない費用 (※人間ドックや各種検査により病気が見つかり、治療が必要となった場合は対象となります。) ・健康食品やドリンク剤 ・自己都合で利用したときの差額ベッド代 ・インフルエンザ等の予防接種料 ・診断書作成のための文書料

種 類	要 件	控 除 額
		・近視、遠視のために買った眼鏡代、コンタクトレンズの費用 ・美容目的のための歯列矯正費用 ・自家用車で通院したときのガソリン代や駐車料金 ②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 本人や生計を一にする配偶者やその他親族が、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、スイッチ OTC 医薬品（※1）を購入した場合、その年中に支払った額1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合は8万8千円）について、「医療費控除の特例」を受けることができます。ただし、医療費控除の特例を受ける場合は、一定の取組（※2）を行っている必要があります。 （控除最高限度額 88,000 円） （支払ったスイッチ OTC 医薬品の総額－保険金等で補填される金額）－ 12,000 円 （※1）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品※医療機関で処方された医薬品は同制度の対象外です。（詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。） （※2）健康保持増進及び疫病への予防の取組として次のいずれかを実施していること。 ・健康診査 ・予防接種 ・定期健康診断 ・特定健康診査 ・がん検診
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った場合	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づいた掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金を支払った場合	支払った額

種 類	要 件	控 除 額																				
生命保険料 控除	前年中に生命保険契約などの保険料を支払った場合 ①旧契約→平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等 ②新契約→平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等 ※同じ保険区分で旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合は、右記の計算式でそれぞれの控除額を計算し合算した金額が控除金額となります。ただし、この際の限度額は28,000円になります。（旧契約のみで控除を受けたほうが控除額が大きい場合は限度額が35,000円になります。）	次の①旧契約（一般生命保険・個人年金保険）、②新契約（一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険）の控除額の合計 （控除限度70,000円） ①支払った保険料が旧契約に基づく生命保険料の場合 <table><tr><th>支払った保険料の額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払保険料×1/2 +7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払保険料×1/4 +17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円（限度額）</td></tr></table> ②支払った保険料が新契約に基づく生命保険料の場合 <table><tr><th>支払った保険料の額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払保険料×1/2 +6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払保険料×1/4 +14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円（限度額）</td></tr></table>	支払った保険料の額	控 除 額	15,000円以下	全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 +7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 +17,500円	70,001円以上	35,000円（限度額）	支払った保険料の額	控 除 額	12,000円以下	全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 +6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 +14,000円	56,001円以上	28,000円（限度額）
支払った保険料の額	控 除 額																					
15,000円以下	全額																					
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 +7,500円																					
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 +17,500円																					
70,001円以上	35,000円（限度額）																					
支払った保険料の額	控 除 額																					
12,000円以下	全額																					
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 +6,000円																					
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 +14,000円																					
56,001円以上	28,000円（限度額）																					
地震保険料 控除	前年中に地震保険などの保険料を支払った場合 ※旧長期損害保険契約で、地震保険の対象となる補償も兼ね備えている契約の場合、いずれか一方の証明額に基づく控除額の選択となります。 （控除額の多い方を選択）	次の①、②、③いずれかの控除額 （控除限度25,000円） ①地震保険料 <table><tr><th>支払った保険料の合計額</th><th>地震保険料控除額</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>支払保険料の1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr></table> ②旧長期損害保険料…平成18年末までに契約した保険期間10年以上で満期返戻金のある損害保険 <table><tr><th>支払った保険料の合計額</th><th>損害保険料控除額</th></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円以下</td><td>支払保険料×1/2 +2,500円</td></tr><tr><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr></table> ③地震保険料と旧長期損害保険の両方有る場合 <table><tr><td>①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）</td></tr></table>	支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	50,000円以下	支払保険料の1/2	50,001円以上	25,000円	支払った保険料の合計額	損害保険料控除額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,001円～15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円	15,001円以上	10,000円	①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）					
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額																					
50,000円以下	支払保険料の1/2																					
50,001円以上	25,000円																					
支払った保険料の合計額	損害保険料控除額																					
5,000円以下	支払保険料の全額																					
5,001円～15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円																					
15,001円以上	10,000円																					
①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）																						

種 類	要 件	控 除 額
障害者控除	本人、その同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族を含む）が障がい者の場合 ※障がい者であるかどうかの判断は、前年の12月31日（年途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況	26万円 （特別障がい者の場合・・・30万円） （同居特別障がい者の場合・・・53万円）
ひとり親控除・寡婦控除	ひとり親 現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次に該当する場合 ① 生計を一にする子（総所得金額等48万円以下で、他の者の・同一生計配偶者又は扶養親族とされていない方）を有する ② 合計所得金額が500万円以下であること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情になると認められる方がいないこと	30万円
	寡婦 次の①又は②のいずれかに該当する女性で、ひとり親に該当しない場合 ①離別で次のA～Cの要件を満たす場合 A 扶養親族を有すること B 合計所得金額が500万円以下であること C 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ②死別で①のB・Cの要件を満たす場合	26万円
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下の勤労学生	26万円

種 類	要 件	控 除 額
配偶者控除	前年の12月31日（年の中途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、納税義務者と生計を一にする親族などで前年の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合	次ページ別表1のとおり
扶養控除（※）	（年齢等の要件） ① 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族 70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれ）の方 ② 同居老親等扶養控除 老人扶養親族のうち納税者又はその配偶者いずれかと同居しており、かつそれらの直系尊属である方 ③ 特定扶養親族 19歳以上23歳未満（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの生まれ）の方 ④ 扶養親族 16歳以上で①～③以外（平成18年1月2日から平成21年1月1日までの生まれ、または昭和30年1月2日から平成14年1月1日までの生まれ）の方 ⑤ 年少扶養親族 16歳未満（平成21年1月2日以降生まれの方）	①老人扶養親族一人につき ……38万円 ②同居老親等扶養親族一人につき…45万円 ③特定扶養親族一人につき ……45万円 ④上記以外の扶養親族一人につき…33万円 ⑤年少扶養親族 ……0円
配偶者特別控除	前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で配偶者を有する場合 （※配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除が適用となりますので、配偶者特別控除を申告することはできません。）	次ページ別表1のとおり
基礎控除	合計所得金額に応じて段階的に変動	次ページ別表2のとおり

（※）国外に居住している親族のうち、30歳以上70歳未満の方について、次のいずれかの場合を除き、扶養に入れることができません。

①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった場合

②障がい者である場合

③扶養者から生活費や教育費に充てるための支払を年間38万円以上受けている場合

<別表 1>

		納税（義務）者の合計所得の金額				
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下		1,000 万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48 万円以下	33万円	22万円	11万円		控 除 適 用 な し
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48 万円超 100 万円以下	33万円	22万円	48万円超 105万円以下	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円			
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	105万円超 110万円以下	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	110万円超 115万円以下	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	120万円超 125万円以下	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	125万円超 130万円以下	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	130万円超 133万円以下	1万円	
133万円超		配偶者控除・配偶者特別控除適用なし				

<別表 2>

合計所得金額	基礎控除額	
	令和 3 年度以降	令和 2 年度以前
2 4 0 0 万円以下	4 3 万円	3 3 万円 (所得制限なし)
2 4 0 0 万円超～2 4 5 0 万円以下	2 9 万円	
2 4 5 0 万円超～2 5 0 0 万円以下	1 5 万円	
2 5 0 0 万円超	0 円	

(ウ) 市民税・県民税所得割額の税率

平成 19 年度から市民税・県民税の所得割額の税率は合計で一律 10%となりました。

市民税 6 %

県民税 4 % (神奈川県の上乗課税(水源環境保全税)分を含めると 4.025%となります。)

(エ) 税額控除の種類

a. 配当控除

種類		課税標準額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
私募証券投資信託等	特定外貨建証券投資信託(外貨比率特に高いもの)	適用なし		適用なし	適用なし	適用なし	適用なし
	一般外貨建証券投資信託(外貨比率高いもの)	0.4%		0.3%	0.2%	0.15%	
	私募証券投資信託(一般外貨建てを除く)	0.8%		0.6%	0.4%	0.3%	
利益の配当		1.6%		1.2%	0.8%	0.6%	

※上場株式等の配当等で、申告不要制度又は申告分離課税を選択したものは対象外。

b. 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税で引き切れない方を対象として、一定の金額を市民税・県民税所得割額から控除します。対象者によって、控除額の算出方法が次の 2 通りあります。

居住開始年月日	控除額の算出方法
平成 27 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の間に入居した方のうち消費税 8 % 又は 10%が適用されていない方、令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日の間に入居した方	次の①～③のうち最も少ない金額 ①住宅借入金等特別控除可能額から所得税を差し引いた金額 ②所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の 5 % ③97,500 円
平成 27 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日(※1又は※2に該当する方)、令和 4 年中に入居し特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する方 ※1 消費税 8 % 又は 10%が適用されている方 ※2 東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失して居住の用に供することができなくなった納税者が住宅の再取得等をして居住の用に供した方	次の①～③のうち最も少ない金額 ①住宅借入金等特別控除可能額から所得税を差し引いた金額 ②所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の 7 % ③136,500 円

c. 寄附金税額控除

(a) 控除対象

次の団体に寄附をした場合には、前年中に寄附した金額（総所得金額等の30%を上限）から2千円を差し引いた額が控除対象額となります。

- ① 都道府県、市区町村
- ② 住所地の都道府県共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社の支部
- ④ 都道府県や市区町村が条例により指定した団体

※①の都道府県、市区町村に対する寄附金については、上記の措置と合わせ、適用下限額（2千円）を超える部分について、市民税・県民税所得割額の概ね2割を限度として所得税と合わせて全額を控除できます。

(b) 計算方法

① 県民税からの控除額

基本控除：{寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円}×4%

特例控除：(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×特例控除率×2/5

→県民税寄附金税額控除額＝基本控除＋特例控除

② 市民税からの控除額

基本控除：{寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円}×6%

特例控除：(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×特例控除率×3/5

→市民税寄附金税額控除額＝基本控除＋特例控除

※特例控除率は「100%－10%（標準税率の市民税6%・県民税4%）－（※特例控除額の計算に用いる割合）×1.021」となります。

※特例控除額の計算に用いる割合

課税総所得金額－人的控除差額割合の金額	割合
1,950,000 円以下	5%
1,950,001 円～ 3,300,000 円以下	10%
3,300,001 円～ 6,950,000 円以下	20%
6,950,001 円～ 9,000,000 円以下	23%
9,000,001 円～ 18,000,000 円以下	33%
18,000,001 円～ 40,000,000 円以下	40%
40,000,001 円以上	45%

(注) 課税退職所得、課税山林所得、土地・建物・株式等の譲渡による所得など分離課税が適用される所得を有する方で、課税総所得金額を有しない方、又は人的控除額の差額の合計が課税総所得金額を上回る方は、適用される割合が異なります。

※特例控除は市民税・県民税所得割額の20%を上限とします。

(c) ふるさと納税ワンストップ納税特例制度について

ふるさと納税ワンストップ納税特例制度とは、確定申告書及び市民税・県民税申告書を提出する必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、それらの申告書を提出しない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

※この特例を受ける場合は、ふるさと納税先団体へ「申告特例申請書」の提出が必要です。

※6団体以上に寄附をする場合や、医療費控除等を受けるため確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出する方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した寄附金控除は受けることはできません。確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出する際に寄附金控除を申告する必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、市民税・県民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税が軽減されます)。

d. 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の法令により所得税等が課税された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除し、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除します。それでも控除しきれない場合は市民税所得割額から控除されます。

※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用。

e. 調整税額控除

国から地方への税源移譲に伴い、納税者が納める所得税と市民税・県民税の合計額が増加しないように、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に応じて市民税・県民税を減じる措置です。

(調整税額控除の計算方法)

所得割の納税義務者については所得税と市民税・県民税の人的控除の差額から、次の計算方法により求めた額を所得割額から控除します。

- ① 合計課税所得金額(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額)が200万円以下の場合
次のaとbのいずれか小さい額の市民税3%・県民税2%に相当する額
 - a 人的控除額の差の合計額
 - b 合計課税所得金額

- ② 合計課税所得金額が200万円を超える場合
{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}(ただし、5万円以下の場合は5万円とする。)の市民税3%・県民税2%に相当する額

調整税額控除における所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額表

人的控除額一覧	項 目		控 除 額	所得税との控除額の差額
	同居老親等		45万円	13万円
	老人扶養		38万円	10万円
	特定扶養		45万円	18万円
	一般扶養		33万円	5万円
	普通障害者		26万円	1万円
	特別障害者		30万円	10万円
	同居特別障害者		53万円	22万円
	寡婦		26万円	1万円
	寡夫(令和2年度まで適用)		26万円	1万円
	寡婦特別(令和2年度まで適用)		30万円	5万円
	ひとり親(令和3年度以降適用)		30万円	5万円(男性は1万円)
	勤労学生		26万円	1万円
	基礎(令和2年度まで)		33万円	5万円
	基礎 (令和3 年度 以降)	合計所得 2,400 万円以下	43万円	5万円
		合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下	29万円	3万円
		合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下	15万円	1万円
		合計所得 2,500 万円超	なし	

調整控除の対象となる配偶者控除及び配偶者特別控除における所得税と
市民税・県民税の人的控除差額

納税者本人の合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
		人的控除額の差額	人的控除額の差額	人的控除額の差額
配偶者 控 除	一 般	5 万円	4 万円	2 万円
	老 人	10 万円	6 万円	3 万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額※			
	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
	50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
	55 万円以上 100 万円以下	適用なし	適用なし	適用なし
	100 万円超 105 万円以下			
	105 万円超 110 万円以下			
	110 万円超 115 万円以下			
	115 万円超 120 万円以下			
	120 万円超 125 万円以下			
	125 万円超 130 万円以下			
	130 万円超 133 万円以下			
	133 万円超			

合計所得金額1,000 万円超は適用なし

f. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当による所得や、特別（源泉）徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得等、事前に市民税・県民税が特別（源泉）徴収されているものを申告した場合、その所得は合計所得金額に算入され、特別（源泉）徴収税額（配当割額・株式等譲渡所得割額）は、市民税・県民税の所得割額（税額控除後）から控除されます。（その所得を申告することで国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・医療費負担割合等の算定に影響が生じる可能性があります。）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

（市民税・県民税の計算例）

設例：会社員で5人世帯

夫婦、子ども3人（妻子は所得なし、子は15歳、17歳、20歳の計3人）

前年中の収支	年収	5,000,000円
	社会保険料の支払額	385,200円
	生命保険の支払額	120,000円（すべて旧一般の生命保険料）

給与所得金額 の計算	$\{5,000,000円 \div 4000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)}\} \times 4000 \times 0.8$ $- 440,000円 = 3,560,000円$																		
所得控除	社会保険料控除 385,200円 (全額) 生命保険料控除 35,000円 (限度額) 配偶者控除 330,000円 扶養控除 330,000円 特定扶養控除 450,000円 基礎控除 430,000円 控除計 1,960,200円																		
課税標準額の 計算	$3,560,000円 - 1,960,200円 = 1,599,800円$ 1,599,000円 ※千円未満切り捨て																		
所得割額	調整控除前の所得割額 市民税 $1,599,000円 \times 6\% = 95,940円$ 県民税 $1,599,000円 \times 4.025\% = 64,359円$ 調整控除額 この場合、合計課税所得金額が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額と合計課税所得金額のいずれか少ない金額を比べます。 人的控除額の差の合計額＝330,000円 （配偶者控除5万円＋扶養控除5万円＋特定扶養控除18万円＋基礎控除5万円） 合計課税所得金額＝1,599,000円 なので、 市民税の調整控除額 $330,000円 \times 3\% = 9,900円$ 県民税の調整控除額 $330,000円 \times 2\% = 6,600円$ を、それぞれの所得割額から控除します。 市民税 $95,940円 - 9,900円 = 86,040円$ →86,000円 ※百円未満切り捨て 県民税 $64,359円 - 6,600円 = 57,759円$ →57,700円 ※百円未満切り捨て																		
均等割額	市民税 3,000円 県民税 1,300円																		
年税額	<table> <thead> <tr> <th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>年税額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税額</td><td>86,000円</td><td>+3,000円</td><td>= 89,000円</td></tr> <tr> <td>県民税額</td><td>57,700円</td><td>+1,300円</td><td>= 59,000円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td><td></td><td>148,000円</td></tr> </tbody> </table>				所得割	均等割	年税額	市民税額	86,000円	+3,000円	= 89,000円	県民税額	57,700円	+1,300円	= 59,000円	合 計			148,000円
	所得割	均等割	年税額																
市民税額	86,000円	+3,000円	= 89,000円																
県民税額	57,700円	+1,300円	= 59,000円																
合 計			148,000円																

ウ 退職所得の課税の特例

退職金を一度に受け取る場合、退職金に係る市民税・県民税は給与などの他の所得とは分離して計算し、退職金から特別徴収（天引き）されます。

退職金に係る税額は、退職所得控除後の退職手当等の金額を次の式によって、計算します。

$$\text{退職所得に係る税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 \times \text{税率}$$

※上記計算式で計算した結果、マイナスになった場合は、0円とみなします。

また、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ 1 / 2 は、勤続年数 5 年以下の役員等でない場合、及び勤続年数 5 年以下の役員等以外で退職所得控除額を控除した残額が 300 万円以内の分に適用されます。

※ 税率については、市民税 6 % ・ 県民税 4 % です。

退職所得控除

区 分	勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
1 通常の場合	20年以下のとき	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
	20年を超えるととき	800万円+70万円×（勤続年数－20年）
2 障がい者になったことが直接の原因で退職した場合		（1によって計算した額）+100万円

エ 分離譲渡所得

（ア）長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地や建物などを売却したときには、その収入（譲渡所得）に対して市民税・県民税がかかります。こうした譲渡所得に対する市民税・県民税は、給与などの他の所得とは分離して計算します（分離課税）。分離課税されるとき
の税率は、その土地や建物などを所有していた期間などによって異なります。

長期譲渡所得：譲渡した年の 1 月 1 日に、所有期間が 5 年を超えるもの

短期譲渡所得：譲渡した年の 1 月 1 日に、所有期間が 5 年以下のもの

（例）「平成 30 年 4 月 1 日に購入した土地」を「令和 5 年 9 月 1 日」に売却した場合
購入してから売却するまでの所有期間 ＝ 5 年 5 か月
譲渡した年の 1 月 1 日の所有期間 ＝ 4 年 9 か月
したがって、この場合には「短期譲渡所得」に対する税率が適用されます。

a. 長期譲渡所得の税率

課税長期譲渡所得（A） × 税率 ＝ 税額

税率は、譲渡した土地建物などの種類により、次ページのとおりです。

（長期譲渡所得の税率）

		市民税	県民税
一般の譲渡		3.00%	2.00%
優良住宅地 造成のため の譲渡	2,000万円以下	2.40%	1.60%
	2,000万円超	$((A) - 2,000\text{万円}) \times 3.00\% + 48\text{万円}$	$((A) - 2,000\text{万円}) \times 2.00\% + 32\text{万円}$
居住用財産 の譲渡	6,000万円以下	2.40%	1.60%
	6,000万円超	$((A) - 6,000\text{万円}) \times 3.00\% + 144\text{万円}$	$((A) - 6,000\text{万円}) \times 2.00\% + 96\text{万円}$

b. 短期譲渡所得の税率

課税短期譲渡所得 × 税率 = 税額

税率は、譲渡した土地建物などの種類により、次のとおりです。

(短期譲渡所得の税率)

	市民税	県民税
一般の譲渡	5.4%	3.6%
特定の土地等の譲渡	3%	2%

(イ) 株式等の譲渡所得

a. 株式等の譲渡所得の申告

株式等を譲渡した場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となります。

また、特定口座制度(金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度)が設けられており、この特定口座での取引については、源泉徴収口座又は簡易申告口座を選択することができます。源泉徴収口座を選択した場合には、その口座内における年間取引の譲渡損益及び配当等については、原則として、申告をする必要はありません。ただし、他の口座での譲渡損益と相殺する場合、配当所得と損益通算する場合及び上場株式に係る譲渡損失を繰越控除する特例の適用を受ける場合には、申告をする必要があります。

※平成28年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等についても、申告分離課税の対象となりました。

b. 株式等の譲渡所得等(譲渡益)の金額の計算

総収入金額(譲渡価額) - 必要経費(取得費 + 委託手数料等)
= 株式等に係る譲渡所得等の金額

c. 株式等の譲渡所得の税率

譲渡の形態	平成26年分～
金融商品取引業者等を通じた上場株式等の譲渡	20% (所得税15%、市民税・県民税5%)
上記以外の譲渡	20% (所得税15%、市民税・県民税5%)

※所得税は、平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

d. 株式等の譲渡に係る主な特例

- ・ 特定口座制度
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した配当所得等の通算
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 破産等により株式の価値が失われたときの特例

e. 市民税・県民税に係る申告不要制度について

申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

なお、令和5年度（令和4年分）までは、税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の第2表の住民税に関する事項に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にチェックをしていただくか（すべて申告不要制度を選択する場合）、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・申告分離課税）を選択できましたが、令和6年度（令和5年分）以後廃止されました。

（ウ）上場株式等の配当所得等

a. 上場株式等の配当所得等

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除きます。以下同じです。）については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。

なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

また、申告分離課税の税率は、平成26年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、市民税・県民税5%）の税率になります。

※平成28年1月1日以後に支払われた一定の特定公社債等の利子等についても申告分離課税の対象となりました。

b. 配当控除

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

c. 上場株式等に係る譲渡損失がある場合

平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。（当該上場株式等の配当所得等の金額を限度とします。）

d. 市民税・県民税に係る申告不要制度について

申告された上場株式等の配当所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

なお、令和5年度（令和4年分）までは、税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の第2表の住民税に関する事項に「特定配

当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にチェックをしていただくか（すべて申告不要制度を選択する場合）、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・申告分離課税）を選択できましたが、令和6年度（令和5年分）以後廃止されました。

e. 上場株式等の配当等に関する課税関係の整理図

	確定申告をする		確定申告をしない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり 平成26年1月1日～ 20.315%（所得税及び復興特別 所得税15.315%、市民税・県民 税5%）	なし
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡 損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に 含まれる	合計所得金額に含まれる（※）	合計所得金額に含ま れない

※上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前金額になります。

（エ）上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

a. 特例の概要

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したこと等により生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。）の金額がある場合は、平成21年分以降、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。）と損益通算ができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり、申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除については、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除します。

b. 適用手続

この特例の適用を受けるためには、原則として次のことが必要となります。

- ・ 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算
→ この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載し提出すること。
「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付がある確定申告書を提出すること。

・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除

→上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付がある確定申告書を提出すること。

その後、当該繰越控除を受けない年分についても、譲渡損を翌年へ繰り越すために、3年間にわたり連続して「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の添付のある確定申告書を税務署に提出すること（株式等に係る譲渡所得等がなかった年も含む）。

この繰越控除を受けようとする年分の、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付のある確定申告書を提出すること。

※特定公社債等に係る利子所得及び譲渡所得について、上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算が可能となり、特定公社債等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以降3年間繰越控除ができることとなりました。

オ 申告と納税

（ア）申告

市民税・県民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知し、納税していただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、納税者から市民税・県民税申告書を市長に提出していただくことになっています。

申告をしなければならない方

令和7年1月1日に藤沢市内に住所があり、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに収入があった方。

ただし、次の方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

② 税務署へ令和6年分の確定申告書を提出した方

②令和6年中の収入が給与のみの方で、勤務先から給与支払報告書が藤沢市に提出されている方（勤務先の給与事務担当者へご確認ください。）（※1）

③令和6年中の収入が公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給等）のみの方で、次のいずれかの条件にあてはまる方（※1）

・ 昭和35年1月1日以前生まれの方で、公的年金等の収入金額が155万円以下の方

・ 昭和35年1月2日以降生まれの方で、公的年金等の収入金額が105万円以下の方

④源泉徴収を行う特定口座内で、市民税・県民税が徴収されている上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得のみの方（令和7年度市民税・県民税簡易申告書をご提出ください）（※2）

⑤既に市民税課に令和7年度市民税・県民税申告書を提出済の方

（※1）令和6年中の収入が給与又は公的年金等のみの方で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除等）を受ける場合、所得税が源泉されていれば確定申告書、源泉されていなければ令和7年度市民税・県民税申告書を提出してください。

（※2）④に該当される方で、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場

合は、これらの所得を含めて確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出してください。

(イ) 納税方法

市民税は、県民税とあわせて納税することとされていますが、それには次の方法があります。

a. 普通徴収

事業所得者などの市民税・県民税は、申告に基づき計算された税額を、4回の納期（6月、8月、10月、翌年の1月）に分け、市役所からの納税通知書によって納税者が納めます。

b. 年金特別徴収

前年中に公的年金等を受給されている方で、課税年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている65歳以上の方を対象として、介護保険料が特別徴収されている年金から年金支給時に特別徴収（天引き）します。

ただし、以下のいずれかに該当する方は年金特別徴収の対象になりません。

- ・ 介護保険料が公的年金等から特別徴収されていない方
- ・ 市民税・県民税額が特別徴収の対象となる公的年金等から引ききれない方
- ・ 特別徴収の対象となる公的年金等の額が年間18万円未満の方

仮徴収税額の算定方法

区分	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算定方法	前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1を3回に分けて徴収			（公的年金等の所得に係る年税額-仮徴収額）を3回に分けて徴収		

※初めて年金特別徴収の対象となった年は、10月の年金受給時から特別徴収が始まります。

従って、公的年金等の所得に係る年税額の1/2相当を普通徴収の1期、2期に納税通知書で納付していただき、残りの1/2相当が年金受給月の10月、12月、2月に年金より特別徴収となります。

2年目以降は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1を3回に分けて4・6・8月に特別徴収（仮徴収）し、新年度の公的年金等の所得に係る年税額から仮徴収額の合計額を差し引いた残りの税額を10・12・2月に特別徴収（本徴収）します。

なお、65歳未満の方で公的年金等を受給されている方は、公的年金等か

らの特別徴収ができません。

年度の途中で年金特別徴収が中止となる場合

- ① 藤沢市の介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ② 藤沢市を転出し、藤沢市の介護保険被保険者でなくなったとき
- ③ 公的年金から特別徴収されている方がお亡くなりになったとき
- ④ 所得税の確定申告、市民税・県民税の申告等により、税額が変更となったとき（期限後申告や所得税の更正の請求、修正申告など）
- ⑤ 年金保険者からの再裁定による支払金額等の訂正通知により、所得額及び所得控除額の変更により税額が変更になったとき
- ⑥ 年金保険者から年金の差止や失権により公的年金自体が停止したときなど

c. 給与特別徴収

給与所得者の市民税・県民税は、特別徴収税額の決定・変更通知書により、市役所から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が、毎月の給与の支払いの際にその方の給与から天引きして、これを翌月の10日までに市役所に納入していただくことになっています。

この場合、納税者が退職などにより、給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、残った税額を普通徴収の方法に切り替えて納税します。

- ① 新たに会社などに再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合。
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残った税額を支給される退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合。
- ③ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、①に該当しない人の場合。（この場合は、本人の申し出がなくても、給与又は退職金から残りの税額が徴収されます。）

※勤務先からの給与所得以外の所得がある場合の納税方法

給与所得、公的年金等に係る所得以外（令和7年4月2日現在65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る税額については、給与特別徴収への合算、若しくは普通徴収を本人が選択できます。申告時に確定申告書第二表住民税に関する事項又は市民税・県民税申告書の徴収方法の選択欄に記入してください。選択がない場合は原則給与特別徴収に合算し天引きとなります。ご希望により変更することは可能ですので市民税課へご連絡ください。

ただし、普通徴収（「自分で納付する」）を選択した場合でも、他の所得がマイナスである場合など、合算して徴収する方法でしか対応できない場合がありますのでご了承ください。

カ 定額減税

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、定額減税が行われています。

令和6年度分の市民税・県民税について、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除しています。また、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する場合、令和7年度分の市民税・県民税の所得割額から1万円を控除します。

今年度に納める市民税・県民税・森林環境税の総額です。
その1～その3で詳細な内訳を記載しています。

年税額のうち、納付書(または口座振替)で納める税額で、第1～4期までの最大4回に分割したものです。

各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関等(納付書裏面に記載)でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、本通知右下記載の口座からの引き落としとなるため、納付書は同封しておりません。

年税額のうち、給与からの天引きで納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はあ

年税額のうち、公的年金からの天引きで納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。前年度の⑤仮徴収税額（来年度分）に記載した金額よりも、今回計算した税額が低い場合は、④仮徴収税額（前年度分）には今回計算した税額が表示されます。

税額が変更となり、通知書が出ることになった事由が記載されています。今年度初めて通知書をお送りする場合、事由は記載されません。

(通知書番号)
お問い合わせの際
は、こちらの番
号とお名前をお
伝えください。

(過年度の通知のみ)
年税額のうち、既に市民税・県民税(税額決定)
納税通知書もしくは特別徴収税額決定(変更)
通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。
紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、所得(課税)証明書をお取りください。

251-0054
藤沢市朝日町
1番地の1

藤沢 納税太郎 様

00001

問い合わせ番号
(通知書番号) 07-*****

令和 7年 6月 4日

藤沢市長

変更事由

※その年度最初の通知に変更事由は記載されません。

※単位：円

税額	① 年税額	普通徴収 税額 (A)	給与特別徴収 税額 (B)	年金特別徴収 税額 (C)	⑥ 既課税額
今 回	160,700	18,400	12,300	130,000	
※前年同様※					

※年度の途中で税額が変更された場合は、前年度と金額を記載しています。

期別 納期限	第1期 令和 7年 6月30日	第2期 令和 7年 9月 1日	第3期 令和 7年 10月31日	第4期 令和 8年 2月 2日	
期額 今回 ※(A)	6,400	4,000	4,000	4,000	
安否又は 滞り ※(B)	0	0	0	0	
納付済額	0	0	0	0	
差引納付額	6,400	4,000	4,000	4,000	

その2：給与特別徴収税額 (B) の内訳 【給与から引く】 (単位：円)

前年度徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
今回	1,300	1,000	1,000		1,000	1,000	1,000
前年度徴収月	1月	2月	3月	4月	5月	給与特別徴収税額	
今回	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,300	

※前年度途中で退職等により給与が引当り出なくなった場合は、引当りできなくなった額はお納めしていただきます。
 ※過年度の通知で、今回税額が前年度引当りより少ない場合は、後年度引当り充当等通知書をお送りします。

その3： 年金特別徴収税額 (C) の内訳 【年金から天引】※ (単位：円)						
特別徴収月	仮徴収税額 (前年度分)			本徴収税額		
	令和 7年 4月	令和 7年 6月	令和 7年 8月	令和 7年10月	令和 7年12月	令和 8年 2月
今 回	26,400	26,100	26,100	17,200	17,100	17,100
前年度						
						130,000

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称		※年の途中で「年金特別徴収税額の変更」、「市外転出」、「死亡」があった場合は公的年金からの天引きが中止になります。 ※年金特別徴収税額が減額となり、前年度税額が公的年金から天引きされた場合は年金支払者から徴収市に納付された後、差額を還付します。
公的年金の種類	老齢基礎年金	
支払者の名称	厚生労働大臣	
支払者の法人番号	6 0 0 0 1 2 0 7 0 0 1	

[illegible]

⑤**仮徴収税額(来年度分)**
 来年の4月・6月・8月に来年度の
 仮徴収として、今年度の年金に係る
 税額の半額を3回に分けて、公的
 年金から天引きします。

その4：所得・控除の明細

項目	今 回	前年度
収入金額	2,594,921	
所得金額	1,634,400	
収入金額	2,126,594	
所得金額	1,319,945	
不動産所得	756,181	
上場株式等譲渡所得	348,451	
上場株式配当金所得	900,000	

配偶者控除・扶養控除・障害者控除・ひとり親控除などに該当しているときは「※」印または人数が記載されています。

その5：税額の計算明細		※県民税所得割額の1円未満の端数金額は省略しています。(単位：円)			
項 目	課税標準額	今 回		南 茅 渚 市 民 税	県 民 税
		市 民 税	県 民 税		
総所得	1,922,000	115,320	77,360		
上場株式等譲渡	191,000	5,730	3,820		
上場株式等配当等	200,000	6,000	4,000		
税額控除前所得割額①		127,050	85,180		
税額控除等②		34,049	22,700		
税額控除後所得割額③(①-②)		93,240	62,160		
均 等 割 額 ④		3,000	1,300		
森 林 環 境 税 額 ⑤			1,000		
年 税 額 ⑥			160,700		

	項 目	今 回		前々年	
		市民税	県民税	市民税	県民税
税額控除等②内訳	調整控除額	4,500	3,000		
	寄附金税額控除額	13,096	8,731		
	配当割戻・株式等譲渡割戻	16,453	10,969		

(単位：円)

配当額・株式譲渡所得額		
項目	今回	前々回
配当額⑥	10,000	
株式等譲渡所得割額	17,422	
合計⑥+⑦	27,422	
所得割	27,422	

※又は
残高

※上書
口座振替により

普通徴収税額(A)は、下記の口座から引き落とされます。

金融機関名

口座種別	口座番号	振替区分
	口座名義人	

※振替区分が全額の場合、第1期の納期日には全額が引き落とされます。
ただし、第1期の期限に税額が発生した場合は、期前納付となります。
※口座番号を全て記入してください。
※欄外にお書きいただけます。

口座振替により
納付される方
のみ印字されます。

㊦合計所得－繰越控除－分離特別控除－㊩所得控除合計＝㊧課税標準額
 ㊧総所得×税率(市民税6%、県民税4.025%)＋
 分離所得×税率(所得種によって異なります)＝㊨税額控除前所得割額
 ㊨税額控除前所得割額－㊫税額控除等(個人住民税減税控除を含む)＝㊬税額控除後所得割額
 ㊬税額控除後所得割額＋均等割額(市民税3,000円、県民税1,300円)＋㊭森林環境税＝㊮年税額

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

【所得】

所得は収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

ア：給与所得者は必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額及び所得金額調整控除額を引いた額が給与所得です。

イ：主たる給与以外の合算所得があれば、その合計額が表示されます。

ウ：総所得金額①は給与所得とその他の所得を合算したものを表示しています。

エ：該当する所得に＊印が入ります。

【課税標準】

各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算し賦課決定する「総合課税」と、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算する「分離課税」を表示しています。

オ：総合課税：総所得金額から所得控除額を差し引いた金額を表示しています。（①－②＝③＊千円未満の端数を切り捨てた金額）

山林所得	山林（立木）の伐採又は譲渡による所得
分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で、5年以下保有）
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で、5年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当	申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による所得

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	総所得金額①	課税標準	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	所得割額⑤ 均等割額⑦ 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦	森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨ 控除不足額⑩ 既納付額⑫ 差引納付額（⑨－⑫） 変更前税額⑬ 増減額（⑨－⑬） 変更月
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料
（摘要）	キ	コ	ク	ケ	カ	シ	ス

納付額

6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号	宛名番号
		ソ	

セ：納付額
毎月の給与から差し引かれる税額を記載しています。
特別徴収税額を12か月で月割り計算したものです。
注意：定額減税（※1）が適用される場合についても、定額減税後の税額を通常どおり12か月で月割り計算したものです。

公印

キ：（摘要）欄1行目には個人住民税の定額減税（※1）について記載しています。個人住民税減税控除済額：減税額、控除外額：減税しきれない額

ク：（摘要）欄2行目以降には税額変更等の事由が表示されます。

コ：寄附金税額控除額（ふるさと納税等）の市民税、県民税それぞれの合計額が表示されます。

サ：住宅借入金等特別税額控除額の市民税、県民税のそれぞれの合計額が表示されます。

シ：人的控除等の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合＊を表示	未成年者	未成年者の場合＊を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合＊を表示	特障	特別障がい者の場合＊を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障がい者の場合＊を表示
同老	同居老親扶養親族の人数を表示	寡婦	寡婦の場合＊を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合＊を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合＊を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示		
同障	同居特別障がい者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合＊を表示
特障	特別障がい者の人数を表示		
他障	普通障がい者の人数を表示		

人的控除等の控除額については通知書裏面に記載しています。

※1 令和7年度分の定額減税は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者（納税義務者本人の合計所得が1,000万円超えで、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。ただし、国内に住所を有する者に限る）について、1万円が所得割額から控除されます。ただし、納税義務者本人の合計所得1,805万円（給与収入2,000万円）以下に限りです。特別徴収事務の手引きP6をご覧ください。

※2 森林環境税については、特別徴収事務の手引きP6をご覧ください。

【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実績に応じた税負担を求めるために右表の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

所得控除内容については通知書裏面に記載しています。市県民税と所得税では所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示
障・寡・ひ・勤	障がい者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

ス：税額

税額控除前所得割額④	課税所得金額に税率を乗じて計算した額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金特別控除・寄附金税額控除（ふるさと納税等）・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・個人住民税減税控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,000円・県民税1,300円
森林環境税額⑧※2	1,000円
特別徴収税額⑨	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額
既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩のうち特別徴収税額⑨に充当した額
既納付額⑫	既に納付された（納付すべき）額
差引納付額（⑨－⑫－⑩、⑪）	給与から差し引かれる税額（マイナスの場合0を表示）
変更前税額⑬	税額変更等があった場合の変更前税額
増減額（⑨－⑬）	税額変更等があった場合の増減した税額
変更月	税額変更があった場合の変更月

(2) 法人の市民税

市内に事務所等又は寮等を有する法人に課税される税金です。申告と納付は法人自らが計算し、各々の法人が定める事業年度終了の日の翌日から2か月以内に行います。

なお、法人県民税は、県税事務所が所管しています。

ア 納税義務者

次に掲げる法人は、法人市民税の納税義務があります。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮や保養所などをもつ法人で、市内に事務所や事業所がない法人	○	
公益法人などで収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで収益事業を行わないもの（※）	○	

※一部均等割非課税のものがあります。

イ 均等割額

次の区分により、税率が決まります。

資本金等の額(※)の区分	従 業 者 数 の 区 分	均等割の税率
50億円を超える法人	市内事務所等の従業者数が50人を超えるもの	3,000,000円
	市内事務所等の従業者数が50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	市内事務所等の従業者数が50人を超えるもの	1,750,000円
	市内事務所等の従業者数が50人以下のもの	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	市内事務所等の従業者数が50人を超えるもの	400,000円
	市内事務所等の従業者数が50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	市内事務所等の従業者数が50人を超えるもの	150,000円
	市内事務所等の従業者数が50人以下のもの	130,000円
1千万円以下の法人	市内事務所等の従業者数が50人を超えるもの	120,000円
	市内事務所等の従業者数が50人以下のもの	50,000円
資本金・出資金を有しない法人		50,000円

※「エ 資本金等の額」参照

ウ 法人税割額

次の区分により定められた税率を法人税額に乘じ、計算します。

算式

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割の税額}$$

資本金等の額(※1)	税率	税率(※2)
10億円を超える法人	$\frac{8.4}{100}$	$\frac{12.1}{100}$
5億円を超え10億円以下の法人	$\frac{7.2}{100}$	$\frac{10.9}{100}$
5億円以下である法人、 資本金若しくは出資金を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) 又は人格のない社団等	$\frac{6.0}{100}$	$\frac{9.7}{100}$

※1 「エ 資本金等の額」参照

※2 平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。

地方税法では、標準税率・制限税率が定められており、本市では、資本金等の額が5億円を超える法人については標準税率を超える税率を採用しています。

エ 資本金等の額

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税法人税割・均等割ともに、資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く）の「資本金等の額」が、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。

ご質問にお答えします

転出後の市民税・県民税は・・・？



私は令和7年3月30日に藤沢市から山形市へ転出しましたが、6月に藤沢市から令和7年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。もう藤沢市の市民ではないのに、転出前の藤沢市に納税する義務があるのでしょうか。

個人の市民税・県民税は、その年の1月1日（賦課期日）現在に住んでいる市町村が課税することになっています。あなたの場合、令和7年1月1日現在は藤沢市に住んでいましたので、その後、山形市へ転出されても、令和7年度の市民税・県民税は、藤沢市へ納めていただくことになります。

死亡した方の市民税・県民税は・・・？



私の夫は、今年の3月に死亡しましたが、令和7年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。納める必要があるのでしょうか。

市民税・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対し、前年中（前年の1月から12月まで）の所得に基づき課税することになっています。したがって、昨年中に亡くなられた方には課税されませんが、今年の1月2日以降に亡くなられた方に対しては、令和7年度の市民税・県民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

退職後の市民税・県民税は・・・？



私は、令和6年9月に退職し、現在は無職です。令和7年1月に市民税・県民税の納税通知書が送られてきましたが、さらに6月にも納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

市民税・県民税は、前年中の所得に基づき課税することになっていますので、前年中に所得があれば、たとえ今年所得がなかったとしても、市民税・県民税は納めていただくことになります。

令和7年1月の納税通知書については、会社員などの特別徴収（給料天引き）の場合は、賦課決定した1年間の税額が、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて給料から天引きされますが、退職によって途中から給料からの天引きができなくなったため、当該納税通知書は、令和6年度分の残りの税額に対する納税通知として送られたものです。また、6月の納税通知書は、令和6年中の所得（1月から9月退職時までの所得）に基づく令和7年度税額を通知したものとなります。

パート収入の市民税・県民税は・・・？



私の妻は、近所のスーパーにパートタイムで勤めています。年間収入がいくらになると、市民税・県民税が課税されますか。

令和7年度市民税・県民税は、令和6年中収入金額が100万円を超えると課税されます。

パート年収	所得税	市民税・県民税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超103万円以下	かからない	かかる
103万円超	かかる	かかる

4 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税

固定資産税は、市内の土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を毎年1月1日（賦課期日）に所有している方に課せられる税です。納税義務者は、登記簿に登記又は土地家屋補充課税台帳若しくは償却資産課税台帳に登録されている方です。ただし、賦課期日前に死亡している場合は、その土地・家屋を現に所有している方が納税義務者となります。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、アパートや駐車場などを他者に貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課されます。

ア 固定資産の価格の決め方

固定資産の価格は、適正な時価（全国的な公平を図るために総務大臣が定めた「固定資産評価基準」によって評価決定された価格）を固定資産課税台帳に登録します。

(ア) 評価替えと据置措置

土地と家屋については、3年ごとに評価替えを行い、価格を決定しています。評価替えを行った年度を基準年度とし、その翌年度（第2年度）・翌々年度（第3年度）は、基準年度の価格が据え置かれる措置が講じられていますが、地目の変換や家屋の増改築・損壊などがあつた場合や、地価の下落により価格の据え置きが適当でないと認められる場合は、第2・第3年度でも価格の修正を行います。今年度（令和7年度）は、第2年度に当たります。

(イ) 償却資産の申告制度

償却資産の所有者は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただく必要があります。この申告に基づいて毎年償却資産の評価及び価格の決定を行い、固定資産課税台帳に登録します。

(ウ) 縦覧と審査申出

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地価格等縦覧帳簿（所在地・地番・地目・地積・価格を記載）、家屋価格等縦覧帳簿（所在地・地番・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積・価格を記載）により、土地又は家屋の納税者は市内の土地又は家屋の価格等をご覧いただけるようになっています。

なお、縦覧期間は4月1日から最初の納期限の日までです。（土曜日・日曜日・祝日を除く）

○固定資産評価審査委員会への審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格を登録した旨の公示がされた日から納税通知書の交付を受けた日以後3か月以内に、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会

市税の納税義務のある市民等の中から、市議会の同意を得て、市長が選任した3人の委員で組織され、固定資産課税台帳に登録された価格についての、不服の申出を審査します。

イ 評価の方法

土地 … 売買実例価額などを基にした鑑定評価額を基礎として「固定資産評価基準」に基づき評価します。

$$\text{評価額} = \text{路線価} (\times 1) \times \text{補正率等} (\times 2) \times \text{地積}$$

(※1) 路線価 … 道路に付けられた価格のこと。その道路に接する標準的な宅地1㎡当たりの価格。

(※2) 補正率等 … 土地の状況（奥行や間口の長短や形状の不整など）に応じて、適用させる補正の割合を乗じるもの。また、土地の状況（接する路線）に応じて路線価に加算をするもの。

家屋 … 各家屋に応じて「固定資産評価基準」に基づいて評価します。

償却資産 … 「固定資産評価基準」に基づき資産の取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価します。

ウ 課税標準額

課税標準額は税額を算出する基となるもので、原則として前述した固定資産の価格が課税標準額になりますが、住宅用地（「特定空家等」に認定され、勧告を受けた敷地を除く）及び市街化区域農地については特例措置が講じられ、課税標準額は評価額よりも小さくなります。

エ 税額計算の方法

課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\left[\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額} \right]$$

オ 免税点

市内に所有しているそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次に掲げる金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地 …30 万円
家屋 …20 万円
償却資産 …150 万円

課税標準額が一定額未満のものについて課税が免除される制度です。

これは個人市民税などの税目で採用されている基礎控除とは異なり、一定額以上の場合には全体が課税の対象になります。

市税では、固定資産税・都市計画税・事業所税などに採用されています。

カ 土地に係る課税標準額の特例及び税負担の調整措置

土地については、税負担の均衡化を図るために負担調整措置がとられています。

(注) 固定資産税と都市計画税はあわせて課税されるので、都市計画税についてもここで説明します。

(ア) 住宅用地の税額の求め方

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{当該年度の} \\ \text{評価額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{住宅用地} \\ \text{特例率} \\ \text{(\text{※}3)} \\ \hline \end{array} \right]}_{\text{＜特例後課税標準額＞}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array}$$

ただし、負担水準 (※4) が 100%に満たない場合は、次のとおりとなります。

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度の} \\ \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{特例後課税} \\ \text{標準額} \times 5\% \\ \hline \end{array} \right]}_{\text{A}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array}$$

(注) Aが、特例後課税標準額を上回る場合には、特例後課税標準額を課税標準額とし、特例後課税標準額×20%を下回る場合には、特例後課税標準額×20%を課税標準額とします。

(※3) 住宅用地（特定空家等として認定され、勧告を受けた家屋の敷地の用に供されている土地を除く）に対する課税標準の特例

用地区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	評価額の 6 分の 1	評価額の 3 分の 1
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	評価額の 3 分の 1	評価額の 3 分の 2

(※4)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100(\%)$$

(イ) 非住宅用地等の税額の求め方

$$\underbrace{\boxed{\text{当該年度の評価額}} \times \boxed{\begin{array}{c} 70\% \\ \text{(負担水準の上限)} \end{array}}}_{\text{＜課税標準額＞}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.25\% \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

ただし、負担水準（※5）の低い土地については、次のとおりとなります。

- ① 負担水準が 60%以上 70%以下の場合は、前年度課税標準額と同額に据え置きます。
- ② 負担水準が 60%未満の場合は、次のとおりとなります。

$$\underbrace{\boxed{\text{前年度の課税標準額}} + \boxed{\text{当該年度の評価額} \times 5\%}}_A \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.25\% \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

(注) Aが、当該年度の評価額×60%を上回る場合には、当該年度の評価額×60%を課税標準額とし、当該年度の評価額×20%を下回る場合には、当該年度の評価額×20%を課税標準額とします。

(※5)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}} \times 100(\%)$$

(ウ) 農地の税額の求め方

a. 一般農地(生産緑地を含む)の税額の求め方 (次の①②のいずれか低い方)

$$\begin{array}{lcl}
 \text{①} & \boxed{\text{前年度の課税標準額}} \times \boxed{\text{負担調整率}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} & = \boxed{\text{税 額}} \\
 \text{②} & \boxed{\text{当該年度の評価額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} & = \boxed{\text{税 額}}
 \end{array}$$

負担調整率

負担水準 (※6)	負担調整率
100%を超える	(②の計算例により税額算出)
90%以上100%以下のもの	1.025
80%以上90%未満のもの	1.05
70%以上80%未満のもの	1.075
70%未満のもの	1.1

(※6)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}} \times 100(\%)$$

b. 特定市街化区域農地の税額の求め方

特定市街化区域農地については、住宅用地と同様に特例措置があり、固定資産税については課税標準額が評価額の3分の1、都市計画税については課税標準額が評価額の3分の2になります。

$$\underbrace{\boxed{\text{当該年度の評価額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{固定資産税} 1/3 \\ \text{都市計画税} 2/3 \end{array}}}_{\text{＜特例後課税標準額＞}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

ただし、負担水準(※7)が100%に満たない場合は、次のとおりです。

$$\underbrace{\left[\boxed{\text{前年度の課税標準額}} + \boxed{\text{特例後課税標準額} \times 5\%} \right]}_A \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

(注) Aが、特例後課税標準額を上回る場合には、特例後課税標準額を課税標準額とし、特例後課税標準額×20%を下回る場合には、特例後課税標準額×20%を課税標準額とします。

(※7)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} \times \text{特例率}} \times 100(\%)$$

(エ) 税負担の調整措置

[課税標準額の調整措置]	
	負担水準の割合
	今年度 課税標準額算出式
住宅用地と市街化区域農地	1.0 を超える ⇒ 今年度の評価額 × 特例率
	0.2 以上 1.0 以下 ⇒ 前年度の課税標準額 + (今年度の評価額 × 特例率 × 5%) (※8)
	0.2 未満 ⇒ 今年度の評価額 × 20%
上の2つ以外	0.7 を超える ⇒ 今年度の評価額 × 70%
	0.6 以上 0.7 以下 ⇒ 前年度の課税標準額
	0.2 以上 0.6 未満 ⇒ 前年度の課税標準額 + (今年度の評価額 × 5%) (※9)
	0.2 未満 ⇒ 今年度の評価額 × 20%
(※8) 算出式の結果が「今年度の評価額×特例率」を超える場合は、「今年度の評価額×特例率」を課税標準額とします。	
(※9) 算出式の結果が「今年度の評価額の60%」を超える場合は、「今年度の評価額の60%」を課税標準額とします。	

キ 家屋に係る課税標準の特例及び減額措置

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に定める一定の要件を備えた家屋については、課税標準の特例措置等が適用され、税負担の軽減が図られます。主な特例措置は、次のとおりです。詳細は資産税課にお問い合わせください。

(ア) 新築された住宅及び中高層耐火住宅に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅の居住部分の床面積が 50 m²以上（戸建以外の貸家住宅は 1 区画当たり 40 m²以上）280 m²以下のものについて、新たに課税される年度から 3 年度分（中高層耐火住宅にあつては 5 年度分）に限り、居住部分床面積の 120 m²相当分まで固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額が減額されます。

なお、併用住宅で居住部分の床面積が全体面積の 2 分の 1 に満たない住宅の場合、減額措置の適用は受けられません。

(イ) 新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準に基づき、行政庁の認定を受けて平成 21 年 6 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日までに新築された住宅について、新たに課税される年度から 5 年度分（中高層耐火住宅にあつては 7 年度分）に限り、居住部分床面積の 120 m²相当分まで固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額が減額されます。

なお、新築住宅に対する減額措置と同様に、居住部分の床面積が 50 m²以上（戸建以外の貸家住宅は 1 区画あたり 40 m²以上）280 m²以下のものであることと、新築した翌年の 1 月 31 日までに必要書類とあわせて申告をする必要があります。

(ウ) 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅について、耐震改修工事(工事費用の自己負担額が 50 万円超のもの)を行った場合、工事が完了した日から 3 か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、当該住宅の 120 ㎡相当分まで固定資産税額が次のとおり減額されます。

平成18年 1 月 1 日から平成21年12月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合		3 年間 1 / 2
平成22年 1 月 1 日から平成24年12月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合		2 年間 1 / 2
平成25年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合	耐震改修が完了する直前に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる「通行障害既存耐震不適格建築物」であった家屋	2 年間 1 / 2
	上記に該当しない家屋	1 年間 1 / 2
平成29年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間に耐震改修工事が完了し長期優良住宅の認定を受けた場合	耐震改修が完了する直前に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる「通行障害既存耐震不適格建築物」であった家屋	1 年間 2 / 3 その翌年度 1 / 2
	上記に該当しない家屋	1 年間 2 / 3

なお、その他の減額措置等の適用がされていると、該当にならない場合があります。

(エ) 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から 10 年以上を経過した住宅で平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、次の要件に該当するバリアフリー改修が行われた住宅について、工事が完了した日から 3 か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、工事完了翌年度分に限り、当該住宅の 100 ㎡相当分まで固定資産税額の 3 分の 1 に相当する額が減額されます。

【 要件 】

- 床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下の住宅（併用住宅の場合は居住部分の床面積が全体面積の 2 分の 1 以上あるもの）
- 次のいずれかの方が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）
 - ・ 65 歳以上の方
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・ 障がいのある方
- 次の工事で、補助金等を除く自己負担が 50 万円超のもの

- ・廊下の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・浴室の改良 ・便所の改良
- ・手すりの取付け ・床の段差の解消 ・出入り口の戸の改良
- ・床表面の滑り止め化

なお、その他の減額措置等の適用がされていると、該当にならない場合があります。

(オ) 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、工事が完了した日から 3 か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、工事完了翌年度分限り、当該住宅の 120 m²相当分まで固定資産税額が次のとおり減額されます。

なお、その他の減額措置等の適用がされていると、該当にならない場合があります。

窓・床・天井・壁の断熱工事の場合	補助金を除いた自己負担額 60 万円超	1 年間 1 / 3 (※)
窓・床・天井・壁の断熱工事 ＋ 太陽光発電装置などの設置工事の場合	補助金を除いた自己負担額 60 万円超 (うち、窓・床・天井・壁の断熱工事が 50 万円超の場合)	1 年間 1 / 3 (※)

(※) 長期優良住宅の認定を受けた住宅の場合は、3 分の 2 に相当する額が減額されます。

(カ) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置

建築後 20 年以上が経過し、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が完了した次のマンションについて、工事が完了した日から 3 か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、工事完了翌年度分限り、100 m²相当分まで固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額が減額されます。

なお、その他の減額措置等の適用がされていると、該当にならない場合があります。

【管理計画認定マンション】

住宅の要件	・総戸数が 10 戸以上であること ・居住用専有部分（マンションの専有部分の 2 分の 1 以上が人の居住の用に供する部分である専有部分をいう。）を有していること ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 4 により認定された管理計画認定マンションであること
工事の要件	・長寿命化に資する大規模修繕工事（①～③の全ての工事）を過去に実施していること ・令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、長寿命化に資する大規模修繕工事（①～③の全ての工事）を完了してい

	ること ① 外壁の修繕又は模様替（外壁塗装等工事） ② 直接外気に解放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分の修繕又は模様替（床防水工事） ③ 屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分の修繕又は模様替（屋根防水工事）
修繕積立金の要件	・令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を、管理計画の認定基準まで引き上げたもの

【助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション】

住宅の要件	・総戸数が10戸以上であること ・居住用専有部分（マンションの専有部分の2分の1以上が人の居住の用に供する部分である専有部分をいう。）を有していること ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に基づきマンションの長期修繕計画について助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションであり、見直し等を行い一定の基準に適合することとなったもの
工事の要件	・長寿命化に資する大規模修繕工事（①～③の全ての工事）を過去に実施していること ・令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に、長寿命化に資する大規模修繕工事（①～③の全ての工事）を完了していること ① 外壁の修繕又は模様替（外壁塗装等工事） ② 直接外気に解放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分の修繕又は模様替（床防水工事） ③ 屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分の修繕又は模様替（屋根防水工事）
長期修繕計画について	・助言又は指導を受けて、作成又は見直しを行い一定の基準（※）に適合することとなったもの

（※）国土交通省告示第293号に定める基準

ク 償却資産に係る課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。詳細は資産税課にお問い合わせください。

ケ 納税

前述した計算方法で計算された税額を4回の納期に分けて、都市計画税とあわせて納税していただきます。

(2) 都市計画税

都市計画税は、下水道、土地区画整理、公園及び街路事業に要する費用などに充てるために設けられた目的税です。

都市計画事業は、市街化区域で行われることとなっているため、原則、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課税されます。

都市計画税の算定に当たって基礎となる価格は、固定資産税の価格です。

ア 税額計算の方法

課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\left[\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.25\%)} = \text{税額} \right]$$

イ 土地に係る課税標準の特例措置等

固定資産税の場合と同様に、都市計画税についても次のとおり課税標準の特例措置等があります。

- ① 住宅用地・市街化区域農地に対する課税標準の特例措置
- ② なだらかな税負担とするための負担調整措置
- ③ 負担水準の高い土地についての税額の引き下げ又は据え置き措置

※税額の求め方については、(1) 固定資産税 カ「土地に係る課税標準額の特例及び税負担の調整措置」を参照してください。

ウ 納税

都市計画税は、固定資産税とあわせて納税していただきます。

ご質問にお答えします



税額が上がったのは・・・？

私の所有する土地（住宅用地）は、昨年と利用状況が変わっていないうえ、評価額にも増減はないのですが、税額は上がっています。なぜでしょうか。

税の公平性の観点から負担水準（今年度の課税標準額と前年度の課税標準額との割合）の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は税負担を上昇させるという調整措置が講じられています。

このことから、評価額に大きな増減がなくても、税負担が低い土地については、負担水準が 100%に達するまで税額は段階的に上昇します。



同じ宅地なのに税額が違うのは・・・？

私は、昨年 4 月に兄と土地（各々 150 ㎡）を購入しました。兄は昨年 10 月に自宅を新築しましたが、私は今年の 9 月頃に新築予定です。ところが、納税通知書を見ると私の方がかなり高くなっています。なぜでしょうか。

現在、住宅用地（特に 1 戸当たり 200 ㎡までの小規模住宅用地）については、課税標準額を固定資産税は評価額の 6 分の 1、都市計画税は 3 分の 1 にする特例があります。

この特例が受けられるのは今年の 1 月 1 日現在に人の居住の用に供している敷地に限られます。つまり、お兄さんの土地は小規模住宅用地であり、あなたの土地は居住の用に供していないためこの特例の適用がなく、税額に差が生じたのです。



名義人が死亡した場合は・・・？

私の父は昨年 10 月に死亡しましたが、父名義の土地や家屋にかかる固定資産税はどうなりますか。相続人は 3 人です。

土地や家屋の登記簿上の所有者が死亡した場合、相続登記の手続きをしていただくのが最善ですが、固定資産税は賦課期日（1 月 1 日）において現にその資産を所有している方に納めていただくこととなります。

したがって、相続登記がなされるまで相続人全員の共有資産ということとなり、連帯して納税していただくこととなります。

所有者が亡くなられた場合は、3 人の中から納税に関する書類を受け取る代表者を決めていただき、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を資産税課にご提出ください。

売買した土地・家屋の税金は・・・？



私は昨年 12 月中旬に建物とその敷地を売り、今年 1 月中旬に所有権移転登記を完了しました。ところが、今年度の固定資産税の納税通知書が送られてきました。所有権は買い主に移転しているのに、私には納税義務がないと思うのですが。

固定資産税は地方税法の規定により、1 月 1 日（賦課期日）現在の登記簿に所有者として登記されている方が納税義務者になります。すでに売却済みの土地・家屋であっても、今年の 1 月 1 日現在の登記簿には売り主の名義で登記されていますので、今年度までは固定資産税の納税義務者になります。

なお、土地や家屋を売買した場合、その年度の固定資産税を誰が支払うかは私法上の問題ですから、売買当事者の間で決められるのが一般的です。最近では税負担をめぐるトラブルを未然に防ぐため、契約の際に租税公課について誰がどのような割合で負担するかを契約書に明記していることが多いようです。



固定資産税が急に高くなったのは・・・？

私は令和 3 年 9 月に住宅を新築しましたが、令和 7 年度分から家屋の固定資産税が急に高くなっています。なぜでしょうか。

一定の要件に当たる新築の住宅に対しては 3 年間の固定資産税の減額制度が設けられており、新たに課税されることとなった年度から 3 年度分に限り、税額が 2 分の 1 に減額されます。

したがって、令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度については、税額が 2 分の 1 に減額されていたのです。

なお、一定の要件に当たる中高層耐火建築物については、新たに課税されることとなった年度から 5 年度分に限り、税額が 2 分の 1 に減額されます。



ふじキュン♡

5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期は5月1日から同月31日までとなっています。

なお、自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。

（1）申告

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した場合や申告事項（住所、定置場など）に異動がある場合には、申告が必要です。

ア 申告期限

（ア）取得した場合又は申告事項に異動のあった場合は…15日以内

（イ）廃車、譲渡した場合は…30日以内

イ 申告手続

（ア）原動機付自転車、小型特殊自動車

申告先は、納税課、長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターです。

申告の際には届出者の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

必要書類 申告区分		販売 証明書	譲 渡 証明 書	廃 車 証明 書	標 識 交 付 証明 書	標 識	備 考
標 識 の 交 付	新車（中古車）購入	○					
	名義変更（市内から譲受）		○	△			廃車済みの場合
	名義変更（市外から譲受）		○	○			廃車済みの場合
			○		△	○	未廃車の場合
	住所異動（市外から転入）			○			廃車済みの場合
					△	○	未廃車の場合
	標識再交付				△	△	弁償金 150 円
	ご当地ナンバープレート交換				△	○	弁償金 150 円
標 識 の 返 還	特定原付ナンバープレート交換				△	○	
	再登録			○			
	廃車 名義変更（市外へ譲渡） 住所異動（市外へ転出）				△	○	
そ の 他	名義変更（市内から譲受）		○		△		未廃車の場合
	証明書再交付・住所氏名変更				△		
	定置場の変更				△		※定置場を証する書類が必要
	排気量変更				△	○	
	ミニカー構造変更				△	○	※輪距の写真が必要
	車台番号の訂正				△		※正しい車台番号を確認できる書類が必要

(イ) 軽二輪車、二輪の小型自動車

申告先は、神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所
住所 平塚市東豊田 369-10 電話 050-5540-2038

(ウ) 三輪及び四輪の軽自動車

申告先は、軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所
住所 平塚市東豊田 369-13 電話 050-3816-3119

(2) 税率

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車

車種区分				税率 (年税額)
原動機付自転車	第一種	排気量	定格出力	2,000 円
		50cc 以下	0.6kW 以下	
		125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下		
	第二種乙	50cc 超 90cc 以下	0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種甲	90cc 超 125cc 以下	0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー			3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400 円
	その他（フォークリフト等）			5,900 円
軽二輪車（側車付含む）		125cc 超 250cc 以下		3,600 円
二輪の小型自動車		250cc 超		6,000 円

イ 軽二輪車、二輪の小型自動車

車種区分		税率（年税額）
軽二輪車（側車付含む）	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

ウ 三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率（年税額）		
			初度検査が平成 27 年 3 月 31 日以前 の車両	初度検査が平成 27 年 4 月 1 日以後 の車両	初度検査後 13 年経過し た車両 (重課税)
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、最初の新規検査（初度検査）を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の（ア）～（ウ）の基準を満たす車両について、令和7年度分の軽自動車税（種別割）はグリーン化特例（軽課）が適用されます。

（ア）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合）

（イ）令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

（ウ）令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分			税率（年税額）		
			（ア） 75%軽減後 の税率	（イ） 50%軽減後 の税率	（ウ） 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の の 軽自動車	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円		
	貨物用	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

ご質問にお答えします



盗難にあったバイクの税金は・・・？

私は、昨年原付バイクを盗まれましたが、そのままにしておいたところ、今年の5月に軽自動車税の納税通知書が送られてきました。この場合、どうすればよいのでしょうか。

盗難にあった場合には、警察に盗難届を出していただくとともに、廃車の手続が必要になります。
4月1日（賦課期日）までに廃車の手続をされていないため、あなたに税金が課されることになり、今年度届いた納税通知書に付帯している納付書で納めていただくことになります。
廃車手続後にバイクが見つかり、ナンバープレートが付いていれば返却してください。引き続きバイクを使用する場合は新しいナンバープレートを交付しますので再度登録手続を行ってください。



年度の途中でバイクを廃車したら・・・？

年度の途中でバイクを廃車した場合、税金はどうなりますか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、年度途中（4月2日から翌年3月31日までの間）に廃車しても、その年度の税金は、納めていただくことになります。
また、月割課税制度がないので、払い戻しはありません。



バイクを譲渡した場合は・・・？

今年の4月20日頃に、バイクを中古業者に売りましたが、5月に自分のところに軽自動車税の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を納めなくてはならないのでしょうか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、今年度はあなたに課税され、来年度からは譲り受けた方に課税されることになります。
譲渡をしたという申告をしないままですと、来年度以降もあなたに課税されることになりますので、必ず申告してください。

6 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内のたばこ小売店販売業者に売渡したたばこに対し、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者にかかる税です。

したがって、納税者は製造たばこの製造者等ですが、実際に税を負担するのはたばこの消費者です。

(1) 税額計算の方法

製造たばこの製造者等が市内のたばこ小売販売業者に売渡した製造たばこの本数に税率を乗じて計算します。

$$\text{市たばこ税の税額} = \text{売渡した たばこの本数} \times \text{税率}$$

(2) 税率

市たばこ税率	1,000 本につき	6,552 円
県たばこ税率	1,000 本につき	1,070 円
国たばこ税率	1,000 本につき	7,622 円

たばこ 1 箱に占めるたばこ税の額

市たばこ税	20 本×6.552	=	131.04 円
県たばこ税	20 本×1.070	=	21.40 円
国たばこ税等	20 本×7.622	=	152.44 円

合 計	304.88 円
-----	----------

※例えば 580 円のたばこ 1 箱中に占める税金の割合は、消費税 (52.72 円) も加算すると、61.7% (357.60 円) となります。

7 事業所税

事業所税は、都市地域における都市環境の整備・改善の事業費に充てるために、事業所等において行われる事業に対して課税される目的税です。

(1) 課税団体

課税団体は人口 30 万人以上の政令で指定する市等で、全国で 77 団体あり、神奈川県内では横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市の 5 市です。

(2) 事業所税の概要

項 目	事業所税 (資産割・従業者割を合算して課税)	
	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業を行う法人又は個人（事業主）	
課税標準の算定期間	法人＝事業年度 個人＝1月1日～12月31日	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
税 率	1 m ² につき600円	0.25／100
免 税 点	市内の事業所床面積合計が 1,000m ² 以下	市内の従業者数の合計が 100人以下
申告納付期限	法人＝事業年度終了後2か月以内 個人＝翌年3月15日	

※藤沢市内の事業所床面積合計が 1,000 m²を、藤沢市内の従業者数合計が 100 人を、どちらか一方でも超えるときに事業主に課税されます。

※免税点以下で納付税額がない場合でも、藤沢市内の事業所床面積合計が 800 m²を、藤沢市内の従業者数合計が 80 人を、どちらか一方でも超えるときに申告書の提出が必要です。

※課税対象者が期限までに申告納付しない場合は、加算金や延滞金が徴収されます。

(3) 申告と納付

事業所税は所得税や法人税と同様に、申告納付の方法で納税します。申告書及び納付書は連絡を受け次第、お送りします。

(4) 事業所を新設又は廃止した場合

事業主は 1 か月以内に事業所等新設廃止申告書を提出してください。

(5) 市内で事業所用家屋を貸し付けている方へ

事業所用家屋を貸し付けたとき、又は貸付状況に異動があったときに貸し主は、1 か月以内に事業所用家屋貸付申告書を提出してください。

8 市税を納めるには

(1) 納期内に納めましょう

決められた納期限までに市税が納付されない場合、滞納として督促状が送付されます。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めなければならない場合もあります。滞納を放置すると、財産の差押えなどの滞納処分を受けることにもなります。

市税の滞納は、市民のみなさん全体の不利益となります。滞納を解消することを目的とした事務処理のために、多くの時間と費用が必要となり、これらの費用も市民のみなさんの貴重な税金から支出されることになります。

税金が、市民のみなさんのための福祉・教育・その他あらゆる行政活動に資する財源として有効に活用されるよう、市税の納期内納付についてご協力ください。

(2) 納付方法

ア 共通事項

領収証書の発行は、下記キ～ケの場合のみとなります。

納付書に印字されているバーコード、QRコード、納付番号の使用期限は、納付書を発行した日の翌年度の5月31日までとなります。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

イ 口座振替

(ア) Web（ウェブ）口座振替受付サービスでの申込

パソコン、スマートフォン等からインターネットを利用して、口座振替の申込みができます。金融機関の窓口に出向く必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要です。

(イ) 取扱金融機関の窓口での申込

本人確認書類、通帳、通帳印、納税通知書を持参の上、お申し込みください。

市外の金融機関窓口の場合は、「藤沢市歳入金口座振替依頼書」の持参が必要となりますので、e-kanagawa 電子申請から送付依頼をいただくか、納税課までご連絡ください。

ウ スマートフォン決済アプリ

スマートフォンやタブレット端末で納付書に印字されているQRコードを読み取ることで納付できます。

※利用可能なスマートフォン決済アプリ、決済上限金額等については、地方税お支払サイトをご確認ください。

エ クレジットカード

パソコンやスマートフォン等から、地方税お支払サイト又はe L T A X（地方税ポータルシステム）にて、クレジットカードの情報等を入力することで納付できます。

※継続払いはできません。納付の都度、お手続きが必要です。

※納付額に応じたシステム利用料を納付受託者に支払う必要があります。

(ア) 地方税お支払サイト

QRコードの印字がある納付書が利用できます。QRコードの読取又は収納機関番号・納付番号等の入力により納付できます。

(イ) e L T A X

P C d e s k (e L T A X対応ソフトウェア D L版／W e b 版) を利用して納付できます。複数の自治体に一括納付が可能です。

オ インターネットバンキング

パソコンやスマートフォン等から、地方税お支払サイト又は e L T A Xにて、インターネットバンキングを選択後、金融機関のW e b サイトから納付できます。

※取扱金融機関については、e L T A Xホームページをご確認ください。

(ア) 地方税お支払サイト

Q R コードの印字がある納付書が利用できます。Q R コードの読取又は収納機関番号・納付番号等の入力により納付できます。

(イ) e L T A X

P C d e s k (e L T A X対応ソフトウェア D L版／W e b 版) を利用して納付できます。複数の自治体に一括納付が可能です。

カ 金融機関 A T M

ペイジーマークの印字がある納付書が利用できます。

金融機関に設置されているペイジー対応 A T M で納付できます。

キ コンビニエンスストア

バーコードの印字がある納付書が利用できます。現金納付のみとなります。国内の店舗に限ります。

【取扱店舗】

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ニューヤマザキデイリーストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK 設置店（ただし、無人端末及び信用金庫内端末を除く）（※）

※「MMK 設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。

ク 金融機関窓口

現金納付のみとなります。納付書が必要となります。一部の金融機関は利用できません。

ケ 市役所納税課・市民センター（藤沢、村岡を除く）

現金納付のみとなります。

(3) 延滞金とは

納期限を過ぎた場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、地方税法に基づき、延滞金を納めていただくことになります。

延滞金は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算します。

※法人市民税、事業所税の延滞金は、申告区分や申告日によって次の計算方法とは異なる場合があります。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

○2021 年（令和 3 年）1 月 1 日以降

延滞金特例基準割合（※1）に年 7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%の割合。）

○2014 年（平成 26 年）1 月 1 日から 2020 年（令和 2 年）12 月 31 日まで

特例基準割合（※2）に年 7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%の割合。）

○2000 年（平成 12 年）1 月 1 日から 2013 年（平成 25 年）12 月 31 日まで

年 14.6%の割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については特例基準割合。）

○1999 年（平成 11 年）12 月 31 日まで

年 14.6%の割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%の割合。）

（※1）延滞金特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合）に、年 1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%の割合とする。

（※2）特例基準割合

○2014 年（平成 26 年）1 月 1 日から 2020 年（令和 2 年）12 月 31 日まで

各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合（当該割合に 0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に年 1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%とする。

○2000 年（平成 12 年）1 月 1 日から 2013 年（平成 25 年）12 月 31 日まで

各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける、日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率（当該割合に 0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年 4%を加算した割合。

ア 延滞金割合の推移

これまでの市税延滞金割合の推移

各年	①納期限後 1月以内の割合	②納期限後1月 を経過した日か ら納付日までの 割合
1999年(平成11年)以前	7.3%	14.6%
2000年(平成12年)～ 2001年(平成13年)	4.5%	
2002年(平成14年)～ 2006年(平成18年)	4.1%	
2007年(平成19年)	4.4%	
2008年(平成20年)	4.7%	
2009年(平成21年)	4.5%	
2010年(平成22年)～ 2013年(平成25年)	4.3%	
2014年(平成26年)	2.9%	9.2%
2015年(平成27年)～ 2016年(平成28年)	2.8%	9.1%
2017年(平成29年)	2.7%	9.0%
2018年(平成30年)～ 2020年(令和2年)	2.6%	8.9%
2021年(令和3年)	2.5%	8.8%
2022年(令和4年)～	2.4%	8.7%

イ 延滞金の計算式

延滞金＝（税額×①×A÷365）＋（税額×②×B÷365）

A：①の期間の日数 B：②の期間の日数

（計算例）

令和7年度市県民税の第1期分（納期限6月30日）34,500円を、12月30日に納めた場合（税額の1,000円未満は切捨て）。

$$\begin{aligned}
 \text{延滞金額} &= \left(34,000 \text{ 円} \times \frac{\text{最初の1か月} \quad 31 \text{ 日} \times 2.4\%}{365 \text{ 日}} \right) + \left(34,000 \text{ 円} \times \frac{\text{1か月を超える期間} \quad 152 \text{ 日} \times 8.7\%}{365 \text{ 日}} \right) \\
 &= 1,300 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

（端数計算）

- ・延滞金計算対象税額の1,000円未満の端数切捨て
- ・延滞金計算過程の1円未満の端数切捨て
- ・延滞金計算結果の100円未満の端数切捨て



(4) 火災などの災害にあわれたとき

不幸にして火災・風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別の事情がある場合には、その事情に応じて、納める時期を遅らせたり、分割して納めたり、納税額を減らしたりする制度があります。

ア 災害等による期限の延長

災害等による納税者等に対する救済措置として、市税の納付等についての期限を延長することができる制度があります。

その1つとして、市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して、地方税法及び市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限を延長することができます。

対象となる災害等が発生した場合は、対象となる地域及び期限等についての告示を行うとともに、市ホームページに掲載します。

イ 納税の猶予制度

納税の猶予制度には、徴収の猶予と換価の猶予があります。

(ア) 徴収の猶予

税金は、納期内に納めなければなりませんが、納税者が次のような事情による場合には、申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、納める税額を分割したりすることができます（ただし、猶予の期間は、原則として1年以内に限ります。）。

- ①納税者が、災害を受けたり、盗難にあったとき。
- ②納税者や納税者と生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したとき。
- ③納税者が、事業を廃止し、又は休止したとき。
- ④納税者が、事業について、著しい損失を受けたとき。

(イ) 換価の猶予

換価とは差押え等の滞納処分を行った財産（不動産、給与、預金等）を金銭に換えることをいいます。次のような事情がある場合には、申請に基づいて、差押財産の換価を猶予し、納める税額を分割して納付することができます（ただし、換価の猶予の申請の受付は納付期限を過ぎてから6か月以内です。また、猶予の期間は原則として1年以内に限ります。）。

- ①滞納者が、納税を一時に行うと、生活の維持が困難になると認められるとき。
- ②滞納者が、納税を一時に行うと、事業の継続が困難になると認められるとき。

ウ 市税の減免

納税者が次の要件のいずれかに当たる場合には、担当課までご相談ください。市税が減免されることがあります。

減免を申し出る場合は、原則として、その税の納期の最終日までに申請書を提出してください。

税などの種類	主 な 要 件	担当課
個人の 市民税・県民税	・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・会社都合の失業などにより、所得が著しく減少し、納付が困難と認められる場合等	市 民 税 課
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・公益のために専ら使用する場合等	資 産 税 課
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	・公益のため直接専用する場合 ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・障がいのある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方（身体障がい者に限る）が運転するもの又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転する場合等 ※障がいのある方1人につき1台に限る ※普通車の自動車税種別割を減免されている方は対象外	納 税 課
事 業 所 税	・災害を受けた場合 ・事業の形態上、配慮が必要と認められる場合等	
延 滞 金	・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合等	

(5) 市税に不服があるとき

市税の賦課決定や滞納処分などに関して不服のある人は、市長に対して文書をもって審査請求ができます。

処 分	審 査 請 求 期 間
市税の賦課決定	決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、又は差押にかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
不動産等の差押	差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

（６）納税管理人

個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び事業所税などの納税義務者で、市外に住所を移した方は、原則として市内に居住する方の中から納税管理人を届け出る必要があります。

詳しくは、それぞれの担当課にご相談ください。

（７）相続人代表者

個人市民税・県民税及び固定資産税・都市計画税などの納税義務者が死亡したときは、相続人のうちから市税についてのご案内を受け取る代表者を選任して届け出る必要があります。

詳しくは、それぞれの担当課にご相談ください。

（８）固定資産現所有者

登記簿に登記又は土地家屋補充課税台帳に登録されている個人が死亡している場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者（相続人等）は、その住所及び氏名等、賦課徴収に必要な事項を申告する必要があります。

ご質問にお答えします



私は、ある事情で納税が遅れています。市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分のことが書かれていますが、このまま滞納をしているとどうなるのでしょうか。

市税を滞納されますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金がかかります。

(詳しくは 65 ページから 66 ページまでをご参照ください)

市税を滞納している方には、督促状を発送し、納税を促しています。督促にも応じず滞納状態が続く場合は、電話や自宅等への訪問による納付勧奨、催告書の発送等により納税を促します。これらの納付勧奨・催告等にも応じない場合は、法律の定めに基づき、滞納している方の財産を調査し、判明した財産の差押え等の滞納処分を執行します。差し押えた不動産・動産・債権などの財産は公売等により金銭に換え、滞納となっている市税に充当します。

なお、納付困難な事情のある方については、納付相談を受け付けております。納期限内の納付が困難な方は、事前に来庁又は電話等で納税課にご相談ください。



口座振替を利用していますが、残高不足等で引き落としができなかった場合はどうなりますか。

口座振替は、納期限の日に 1 回のみ行い、再振替は行いません。もし、引き落としができなかった場合には、後日督促状をお送りしますので、取扱金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、Pay-easy（ペイジー）納付又はコンビニエンスストア等で納めてください。



口座振替を利用していますが、口座名義人が死亡した場合はどうなりますか。

金融機関の口座が凍結されて口座振替ができなくなることがありますので、口座振替の取扱いを停止させていただく場合があります。

また、引き続き別の口座で口座振替を希望される場合は、再度申込みが必要となります。

(詳しくは 63 ページをご参照ください)



口座振替をやめたい場合はどうすればいいですか。

藤沢市内の金融機関に「藤沢市歳入金口座振替解約書」がありますので、口座振替をご利用中の金融機関でお手続きください。市外に在住の方で解約書の郵送をご希望の場合は、納税課までご連絡ください。

また、e-kanagawa 電子申請から「口座振替納付停止申請」をご申請いただけますが、藤沢市から金融機関への口座振替の依頼を停止し、納付書払いに変更するものとなります。口座に紐づいた口座振替契約を解約されたい場合は、「藤沢市歳入金口座振替解約書」でのお手続きが必要です。

9 市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求

藤沢市では、地方税ポータルシステム（eLTAX（エルタックス））や藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）を利用して、インターネットにより電子的に行う市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求のサービスを行っています。なお、電子納税については、地方税共通納税システムを利用しています。

（１）各システムの概要

ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

- 地方公共団体の窓口に出かけなくても、自宅やオフィスなどからインターネットで簡単に地方税の申告、申請・届出、納税などの手続きができます。
- 受付窓口の一元化し、複数の地方公共団体への申告等をまとめて一度に送信できます。
- 市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータが使えます（eLTAX 対応ソフトに限ります）。
- eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）で申告書の作成・送信、インターネットバンキングやクレジットカードなどからの納税ができます。
※PCdesk には、DL 版の他にも WEB 版とスマートフォン版（SP 版）があります。

イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

- ご自宅やオフィスのパソコン、スマートフォンから申請ができ、税の申告や郵送で税の証明書を受けとることができます。
- 郵送による証明の請求では、定額小為替証書や切手を貼った返信用封筒の準備が必要となりますが、電子申請では手数料の支払いや郵送代はクレジットカード等のキャッシュレスでの支払いとなり、手続きがより簡単になります。また、申請書類の郵送が不要になり、申請をよりスピーディーに行うことができます。
- 申請から手数料等の支払いまで、時間や場所の制限がなく手続きが可能になります。

（２）藤沢市でご利用いただけるサービス（手続）

ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

電 子 申 告	固定資産税（償却資産） 法人市民税 個人市民税・県民税・森林環境税（給与支払報告書などや特別徴収関連手続） 事業所税 市たばこ税 入湯税
---------	---

電子申請・届出	法人市民税（法人設立・開設届出書、変更異動届出書） 個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収：特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書） 事業所税（事業所等の新設・廃止申告書）
電子納税※	法人市民税 事業所税 市たばこ税 入湯税 個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収） 個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産） 軽自動車税（種別割）

※個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）の電子納税については、63 ページから 64 ページまでをご覧ください。

イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

電子申告等	法人市民税（減免） 軽自動車税（種別割）（税止め、減免）
証明の請求	所得（課税）証明書・非課税証明書 納税証明書 軽自動車税納税証明書（継続検査用） 固定資産（土地・家屋）評価証明書 固定資産（土地・家屋）算出税額証明書（公課証明書） 固定資産（土地・家屋）所在証明書 名寄帳（固定資産物件一覧） 無資産証明書 法人所在証明書 住宅用家屋証明書 昭和 46 年地目証明書
口座振替手続き	藤沢市税口座振替納付停止申請 藤沢市税口座振替方法変更申請（全期前納または期別納付の変更） 藤沢市歳入金口座振替依頼書・解約書送付依頼

（３）利用の流れ

ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

eLTAX 及び地方税共通納税システムのご利用開始の手続、お問合せなど、詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

電 話 0570-081459（ハイシンコク）

受付時間 9：00 ～ 17：00（土日祝日、年末年始を除く）

イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）による市税の証明請求手続、お問い合わせなど、詳しくは藤沢市役所ホームページの「電子申請による請求（市税の証明）」や「軽自動車税（種別割）の減免について」等のページをご覧ください。

10 市税の証明など

(1) 市税の証明書一覧

種 類		主な使用目的
納税証明書		融資申込、保証人申請など
軽自動車税納税証明書 (継続検査用)		軽自動車、自動二輪車の継続検査(車検)
所得(課税)証明・非課税証明書		奨学金申請、市営住宅申込、児童手当申請、年金請求、融資申込など
固定 資産	評価証明書	不動産登記、裁判申立て、融資申込など
	算出税額証明書	競売申立て、不動産売買時の税額算定など
	所在証明書	防音工事申請、台帳記載事項の確認など
	無資産証明書	市街化調整区域内にて家屋を建築する際の申請など
法人所在証明書		法人の自動車登録申請など
昭和46年地目証明書 (令和7年12月26日をもって廃止)		開発行為申請など
住宅用家屋証明書		不動産登記時の登録免許税の軽減
土地家屋名寄帳の閲覧 (固定資産物件一覧)		確定申告、税額の物件別内訳の確認など

手数料は、1件300円(固定資産の証明は、2件以上を併せて交付する場合において、2件目以上については、1件当たり100円を加算)です。住宅用家屋証明は、1件1,300円です。軽自動車税納税証明書(継続検査用)は無料です。

(2) 証明・閲覧の申請ができる人

- ア 本人等(相続人、住民票上同一世帯の親族等を含む) (注1)
- イ 本人の代理人(書面で委任等を受けた者、納税管理人、法定代理人等)
- ウ 借地人・借家人
- エ 法令等に基づき、正当な理由のある者(競売申立人等)

(3) 申請人の本人確認

申請の際には、申請人の本人確認のため、次の表の区分による書類等が必要です。一部の証明書（注2）は本人確認書類等は必要ありません。

申請人の区分		申請のときに必要な書類等
個人	本人	a 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険の資格確認書等は2点必要)
	本人の代理人	a 代理人であることを明らかにする委任状等 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険の資格確認書等は2点必要) c 法人又は社員等として委任を受けている場合は、社員証等
	借地・借家人	a 賃借人であることを明らかにする賃貸借契約書等 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険の資格確認書等は2点必要)
法人	法人の代表者	a 法人の代表者印又は法人代表者であることが分かる書類 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険の資格確認書等は2点必要)
	法人の代理人 (代表者以外の社員等)	a 法人代表者印の押印がある委任状又は申請書 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険の資格確認書等は2点必要) c 法人又は社員等として委任を受けている場合は、社員証等
法令に基づく正当な理由を有する者		a 正当な理由を有することを確認できる書類 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険の資格確認書等は2点必要) c 代理人が申請する場合は、代理人であることを明らかにする委任状等

注1：相続人である場合は、相続人とわかる戸籍謄本等のコピーの提出が必要です。

注1：同一世帯の親族等とは、住民票が一緒に生計を同一にしている親族等のことをいいます。

注1：市外在住の方は、同一世帯の親族であることがわかる住民票等のコピーの提出が必要です。

注1：同じ住所でも、住民票が別の場合は委任状等の提出が必要です。

注2：誰でも申請できる証明…①納税証明（継続検査用）②法人所在証明 ③住宅用家屋証明

④昭和46年地目証明

11 市税の窓口案内

藤沢市役所

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466-25-1111（代表）

市 民 税 課 電話 0466-50-3510（直通）	個人の市民税・県民税について
--	-----------------------

資 産 税 課 電話 0466-50-3511（直通）	固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価について 固定資産税・都市計画税について
--	--

納 税 課 電話 0466-50-3509（直通）	納税相談及び滞納処分について 差押及び公売について
電話 0466-50-8370（直通）	市税の口座振替など納付の方法について 市税の過誤納金の還付・充当について 法人の市民税について 市たばこ税について 事業所税について 入湯税について
電話 0466-50-3570（直通）	原付バイク・軽自動車税（種別割）について
電話 0466-50-8284（直通）	市税の証明について

行政総務課 電話 0466-50-3586（直通）	固定資産の価格に関する審査の申出について
--	-----------------------------

市民センター (藤沢・村岡を除く)	市税の収納 市税の証明（住宅用家屋証明書は明治のみ） 原付バイク手続（長後、明治、遠藤、湘南大庭のみ）
-------------------------------------	--

※各窓口の業務受付時間は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなります。昼休み時間（正午から午後 1 時まで）の窓口実施などについては、詳しくは各課にお問い合わせください。

12 税務署・県税事務所など

(1) 県税について（不動産取得税・自動車税・事業税など）

○藤沢県税事務所

〒251-8534 藤沢市鵠沼石上 2-7-1
電話 0466-26-2111 (代表)

(2) 国税について（所得税・相続税・贈与税・法人税など）

○藤沢税務署

〒251-8566 藤沢市朝日町 1-11
電話 0466-22-2141 (代表)

(3) 軽自動車（二輪の小型自動車・軽二輪車）の取得・譲渡・廃車について

○神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所

〒254-0082 平塚市東豊田 369-10
電話 050-5540-2038

(4) 軽自動車（三輪・四輪の軽自動車）の取得・譲渡・廃車について

○軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所

〒254-0082 平塚市東豊田 369-13
電話 050-3816-3119

(5) 軽自動車税環境性能割について

○神奈川県自動車会議所 神奈川事業所

〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町 770-4
電話 045-931-2560



市税のしおり

～令和7年度版～

編集・発行：藤沢市財務部納税課

令和7年6月

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-8370

FAX 0466-50-8445